

第 1 3 回

佐賀東部合併協議会

日 時：平成16年2月27日(金) 13時30分

場 所：中原町中央公民館

第13回 佐賀東部合併協議会結果

日 時：平成16年2月27日(金) 13時30分

場 所：中原町中央公民館

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

- ・第12回佐賀東部合併協議会の結果について (報告済)

(2) 小委員会報告

- ・新町名称選定小委員会報告について(第3号) (報告済)
- ・新町の事務所の位置及び新町建設計画策定小委員会報告について(第3号)
- ・議会議員及び農業委員の任期等小委員会報告について(第3号) (報告済)

(3) 協議事項

- ・協議第15号 地方税の取扱いについて (確認)
- ・協議第16号 国民健康保険事業の取扱いについて (確認)
- ・協議第17号 情報通信関係の取扱いについて (確認)
- ・協議第18号 慣行の取扱いについて (確認)
- ・協議第19号 社会福祉協議会の取扱いについて (確認)
- ・協議第20号 都市計画の取扱いについて (確認)
- ・協議第21号 平成16年度佐賀東部合併協議会事業計画(案)について (承認)
- ・協議第22号 平成16年度佐賀東部合併協議会予算(案)について (承認)

(4) 次回協議事項

- ・協議第23号 保健の取扱いについて (提出)
- ・協議第24号 学校教育の取扱いについて (提出)
- ・協議第25号 学校給食の取扱いについて (提出)
- ・協議第26号 社会教育、社会体育の取扱いについて (提出)
- ・協議第27号 農林水産業の取扱いについて (提出)

(5) その他

次回以降の協議会開催期日について

- ・第14回 平成16年3月26日(金) 13時30分 北茂安町保健センター
- ・第15回 平成16年4月30日(金) 13時30分 三根町農村環境改善センター
- ・第16回 平成16年5月27日(金) 13時30分 中原町中央公民館

3 閉会

第12回 佐賀東部合併協議会協議結果

日 時：平成16年1月30日(金) 14時
場 所：三根町農村環境改善センター

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

- ・第11回佐賀東部合併協議会の結果について (報告済)

(2) 小委員会報告

- ・新町名称選定小委員会報告について(第2号) (報告済)
- ・新町の事務所の位置及び新町建設計画策定小委員会報告について(第2号) (報告済)
- ・議会議員及び農業委員の任期等小委員会報告について(第2号) (報告済)

(3) 協議事項

- ・協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて (確認)
- ・協議第11号 特別職の職員の身分の取扱いについて (確認)
- ・協議第12号 広報公聴の取扱いについて (確認)
- ・協議第13号 商工観光の取扱いについて (確認)
- ・協議第14号 男女共同参画、人権・同和教育の取扱いについ (確認)

(4) 次回協議事項

- ・協議第15号 地方税の取扱いについて (提出)
- ・協議第16号 国民健康保険事業の取扱いについて (提出)
- ・協議第17号 情報通信関係の取扱いについて (提出)
- ・協議第18号 慣行の取扱いについて (提出)
- ・協議第19号 社会福祉協議会の取扱いについて (提出)
- ・協議第20号 都市計画の取扱いについて (提出)

(5) その他

次回以降の協議会開催期日について

- ・第13回 平成16年2月27日(金) 13時30分 中原町中央公民館
- ・第14回 平成16年3月26日(金) 13時30分 北茂安町保健センター
- ・第15回 平成16年4月30日(金) 13時30分 三根町農村環境改善センター

3 閉会

平成16年2月27日

報告済

平成16年2月27日

佐賀東部合併協議会
会長 末安伸之様

新町名称選定小委員会
委員長 村上令子

新町名称選定小委員会報告について(第3号)

佐賀東部合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、下記のとおり調査及び審議の経過について報告する。

【報告事項】

1 委員会開催状況

・第9回 平成16年1月30日 三根町役場 2-2会議室
出席者 委員 6人

2 協議内容

新町名称募集の応募状況について
新町名称選定の方法について

平成16年2月27日

報告済

第 9 回

新町名称選定小委員会

日 時：平成 16 年 1 月 30 日（金）協議会終了後

場 所：三根町役場 2-2 会議室

佐賀東部合併協議会

会 議 次 第

日 時：平成 16 年 1 月 30 日（金）協議会終了後
場 所：三根町役場 2-2 会議室

1 . 開会

2 . 議事

(1) 協議事項

新町名称募集の応募状況について

名称選定の方法について

(2) その他

次回小委員会日程について

3 . 閉会

新町名称応募状況(平成16年1月27日現在)

専用応募はがき	56 件
官製はがき	40 件
封書	1 件
ファックス	3 件
Eメール	38 件
計	138 件

名称選定方法等についての検討(論点の整理)

項目	検討項目の整理	検討	備考
1.小委員会における選定(絞り込み)の方法について	1次選考、2次選考など段階に分けて、徐々に絞り込むのか。一気に絞り込むのか。	小委員会委員1人当たり5点を選考し、その中から5点を選考する。2段階の選考とする。	
	小委員会として、最終的に何点に絞り込んで、協議会に諮るのか。	小委員会として、5点を選考し、協議会に提案する。	
	選定基準に基づき、ジャンル毎に選考するのか。また、ジャンル毎の選別はどうするのか。	選定基準の項目毎に選考しない。選考対象を区分分けしない。	
	意見集約の方法として、各委員が何点を選び、その結果の上位から選ぶのか。	小委員会委員1人当たり5点を選考し、その中から最終的に5点を選考するが、その選考方法は、集計後に決定する	
	多数決(2/3以上)をとるのか。全員合意か。	集計後に決定する。	
	小委員会として応募作品を修正できることとするか。(可ならば、公募要領に入れるべきでは) ・漢字の置き換えや読み方の修正 例えば、町 チョウ or マチ	応募作品は、町の までとし、町の読み方は応募対象としない。 応募作品には、協議会として、漢字の置き換えや読み方の修正を加えない。	
	具体的な選定方法を定める時期は、公募前か、後か。	最終的に選定方法を決定するのは、集計後とする。	
2.懸賞当選者の選考方法について	当選者の選考方法については、第7回小委員会での意見のとおりでよいのか。	・協議会で確認された名称を「名付け親大賞」とし、複数応募の場合は、抽選とする。 ・「名付け親大賞」を選定した後に、残りの全応募者から20名の参加賞を選定する。	
	具体的な抽選の方法はどうするのか。 ・従来の、応募者を番号整理し、その番号札により抽選を行うことでよいのか。 ・だれが抽選するのか。		
	当選者の発表の時期は、協議会で確認されてから、直近の協議会日より、HPのみでよいのか。		
	応募作品の有効・無効の判断は、基準を定める必要はないか。		
3.協議会での選考について	協議会での選考方法について、小委員会として提案する必要はないか。		
4.その他			

平成16年2月27日

佐賀東部合併協議会
会長 末安伸之様

新町の事務所の位置及び新町建設計画策定小委員会
委員長 大石文明

新町の事務所の位置及び新町建設計画策定小委員会報告について(第3号)

佐賀東部合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、下記のとおり調査及び
審議の経過について報告する。

【報告事項】

1 委員会開催状況

・第10回 平成16年1月30日 三根町農村環境改善センター
出席者 委員 9人

2 協議内容

新町の事務所の位置関連

新町建設計画関連

平成16年2月27日

報告済

第 1 0 回

新町の事務所の位置及び新町建設計画策定小委員会

日 時：平成 1 6 年 1 月 3 0 日（金）
協議会終了後

場 所：三根町農村環境改善センター

佐賀東部合併協議会

次

第

メ モ

日時：平成 16 年 1 月 30 日（金）
協議会終了後
場所：三根町農村環境改善センター

1．開会

2．委員長あいさつ

3．議事

協議事項

（ 1 ）新町の事務所の位置関連

（ 2 ）新町建設計画関連

4．その他

・次回小委員会の日程

平成 1 6 年 月 日

5．閉会

第 1 0 回

新町の事務所の位置及び新町建設計画策定小委員会 (新町の事務所の位置関連資料)

日 時：平成 1 6 年 1 月 3 0 日 (金)
協議会終了後

場 所：三根町農村環境改善センター

佐賀東部合併協議会

事務所の位置関連先進事例 【香川県 東かがわ市】 H15. 4. 1 合併

【引田町・白鳥町・大内町合併協議会】 合併前3町の概要

町名 区分	白鳥町	引田町	大内町	計
人口(人)	12,965	8,635	16,160	37,760(人)
面積(k㎡)	70.59	48.18	34.42	153.19(k㎡)

事務所の位置協議確認事項

「概要」 ・新市の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1(現在の白鳥町役場)とする。
ただし、**新庁舎を建設とした場合は、旧白鳥町湊又は白鳥地内とする。**

【東かがわ市行政機構配置図】 合併後3庁舎の利用概要

庁舎名 区分	東かがわ市本庁舎 (旧:白鳥町庁舎)	東かがわ市引田庁舎 (旧:引田町庁舎)	東かがわ市大内庁舎 (旧:大内町庁舎)
主な部の配置	3役・総務部・出納室・議会事務局	事業部・議会議場	市民部・教育長・教育委員会
課の配置	総務課 財政企画 税務課 白鳥窓口センター	経済課 建設課 土地対策課 水道課 引田窓口センター	市民生活課 人権推進室 福祉課 保健課 大内窓口センター
出張所	福栄出張所 (旧:白鳥町役場福栄支所) 五名出張所 (旧:白鳥町役場五名支所)	なし	なし

事務機構及び組織協議確認事項

「概要」 **新市の事務機構及び組織は、次の方針に従い整備するものとする。**

- ・当面3町の役場庁舎は分庁舎として有効活用するとともに、現引田町役場庁舎及び現大内町役場庁舎には、それぞれの行政区域を所管する支所を置く。
- ・現白鳥町五名支所及び現白鳥町福栄支所は、それぞれ出張所とする。
- ・事務機構及び組織は、効率的で住民に分かりやすく、利用しやすいものとし、本庁及び支所に総合窓口を設ける。
- ・附属機関は、3町ともに置かれているものについては統合し、2町又は1町のみには置かれているものについては実情を考慮し整備する。
- ・事務の執行体制については、地方分権時代における行政課題に迅速かつ的確に対応するため、グループ制を導入する。

「内容」 **課等の配置について**

- ・新市発足時は現在の3庁舎を有効活用し、住民票、印鑑証明等の基本的な業務を取扱う**窓口センターを各庁舎に配置する。**
- ・白鳥町の本庁舎に総務部及び議会事務局、引田庁舎に事業部及び新市の議場を設置、大内庁舎に市民部及び教育委員会を配置する。

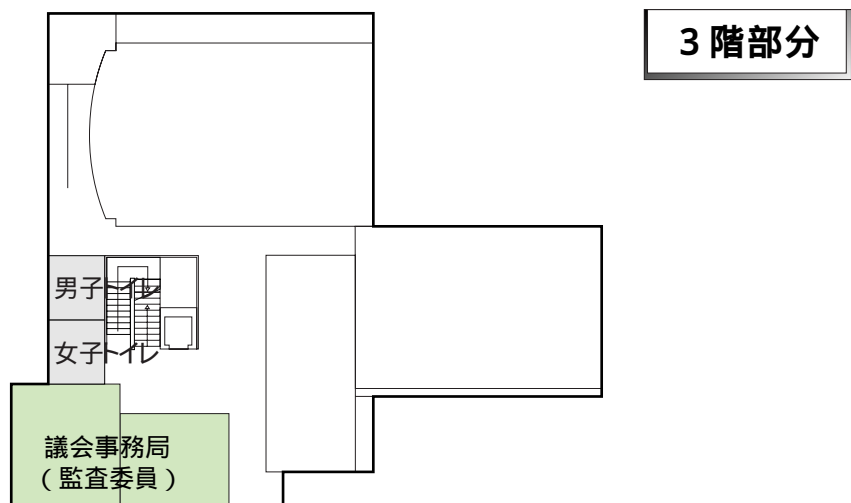
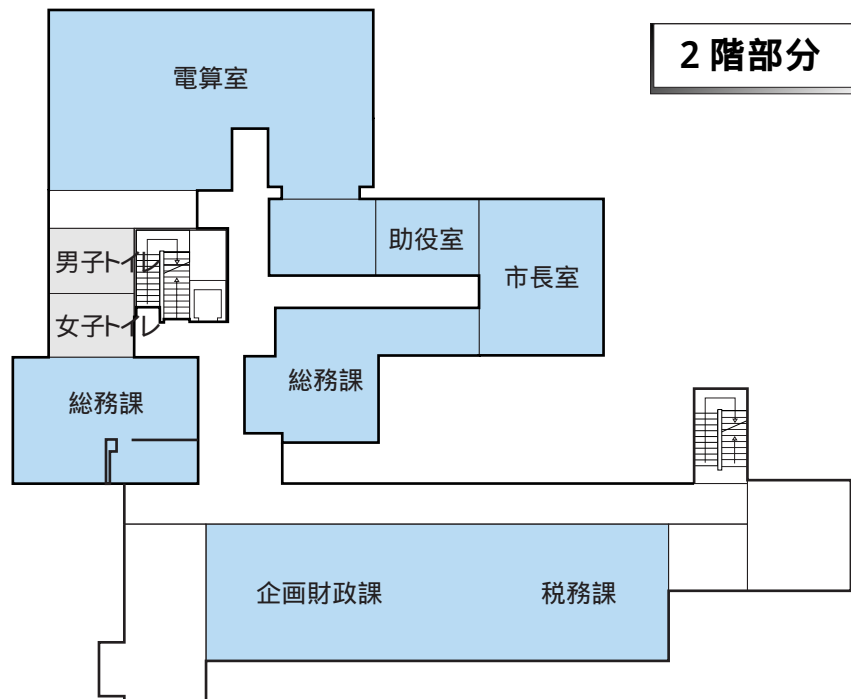
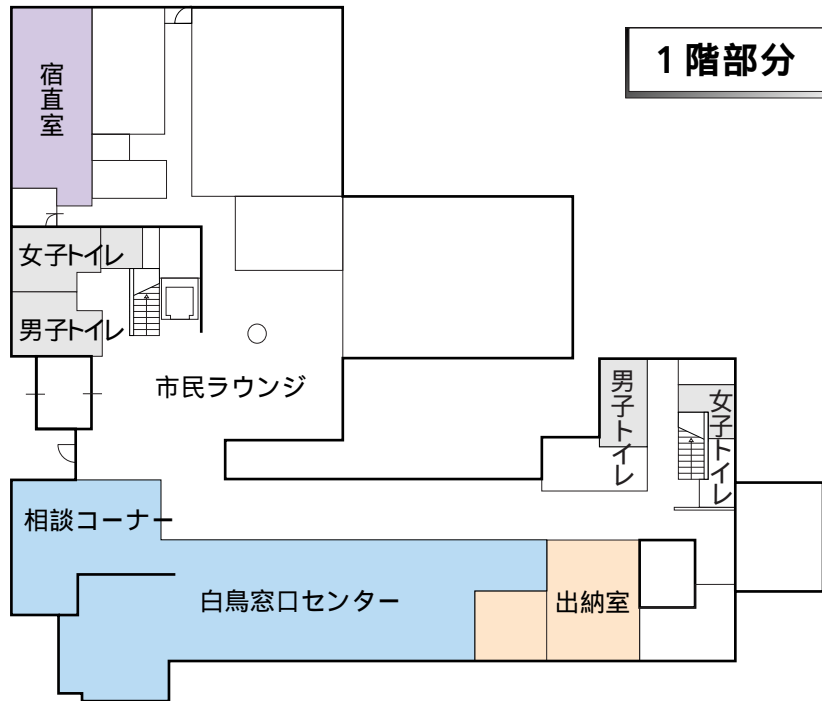
白鳥町役場 **東かがわ市役所**

東かがわ市湊1847番地1 代表 26-1111

議会事務局	電話番号	グループ名	業務内容
事務局	26-1219	議会	議会事務（監査委員事務）

部	課	電話番号	グループ名	業務内容
総務部	総務課	26-1214	人事・庶務	秘書、人事、給与、庁中管理、行政組織、公告式、例規、入札、契約（固定資産評価審査委員会事務）
			選挙・防災	消防防災、交通安全指導、自治会、ボランティア、文書管理、請願、訴訟（選挙管理委員会事務）
	企画財政課	26-1215	企画・財政	振興計画、広域行政、予算、市債、基金、市有財産、国際交流、合併管理
			情報・広聴	広聴広報、市勢要覧、市史、ホームページ、統計、情報処理、データ管理、地域情報化
税務課	税務課	26-1216	住民税	個人市民税、国保税
			固定資産税	固定資産税、特別土地保有税
			諸税	法人市民税、たばこ税、軽自動車税、滞納処分、納税相談
	白鳥窓口センター	26-1111	窓口センター	総合窓口、本課との連絡調整、出張所との連絡調整
	福栄出張所	27-2101		住民票発行などの窓口サービス
五名出張所	29-2001			

	電話番号	グループ名	業務内容
出納室	26-1217	出納	出納事務、物品管理、決算、指定金融機関等



引田町役場

東かがわ市役所引田庁舎

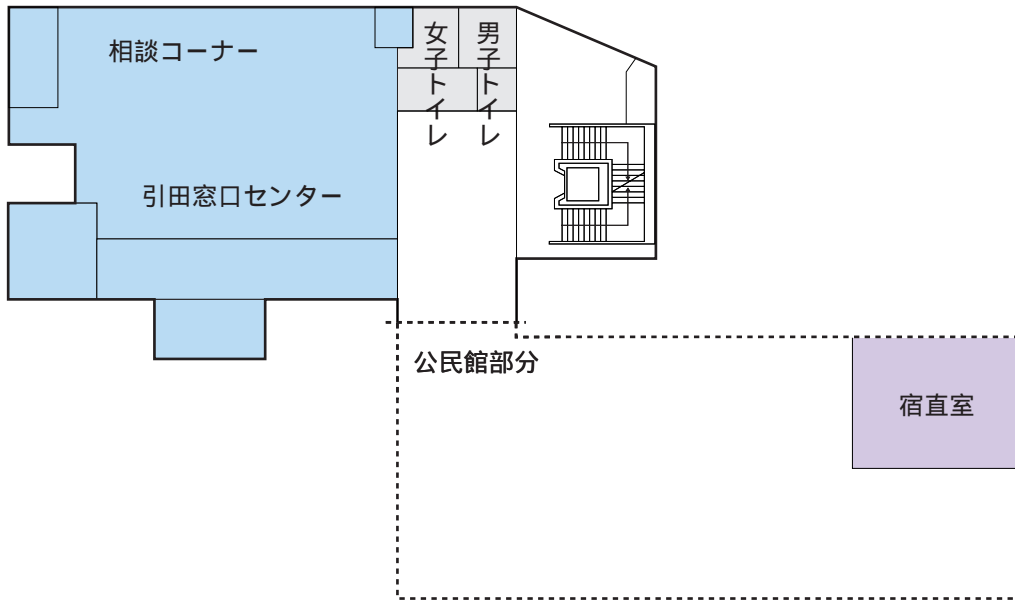
東かがわ市引田513番地1

代表

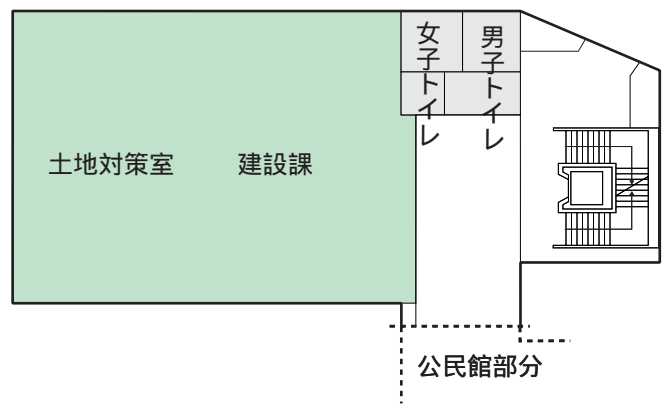
33-2500

部	課	電話番号	グループ名	業務内容	
事業部	経済課	33-2504	農水振興	農業、水産業、林業、畜産業、狩猟、農業者年金、共有山林、林地開発（農業委員会事務）	
			農水工務	土地改良、香川用水、農道、林道、漁港	
			商工・観光	商業、工業、観光、労働、消費者行政、度量衡、商品券、企業誘致、若者定住	
	建設課	33-2501	建設	道路・河川・港湾・公園・住宅の新設改良、土地改良・上下水道以外の工事	
			都市計画・維持	建築確認、都市計画（下水道を除く。）、道路・河川・港湾・公園（白鳥中央公園及びとらまる公園の管理を除く。）・住宅・市営駐車場の維持管理、交通安全施設	
			土地対策室	33-2502	土地対策
	公営企業	水道課	33-2503	下水道	公共下水道、都市下水路、農業集落排水、合併処理浄化槽
				上水道工務	上水道・簡易水道の工事、上水道施設維持
				上水道庶務	水道料金（下水道料金を含む。）の徴収
総務部	引田窓口センター	33-2500	窓口センター	総合窓口、本課との連絡調整、引田庁舎管理	

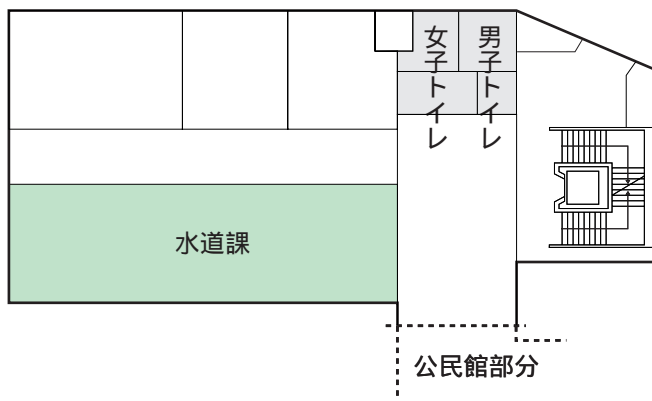
1 階部分



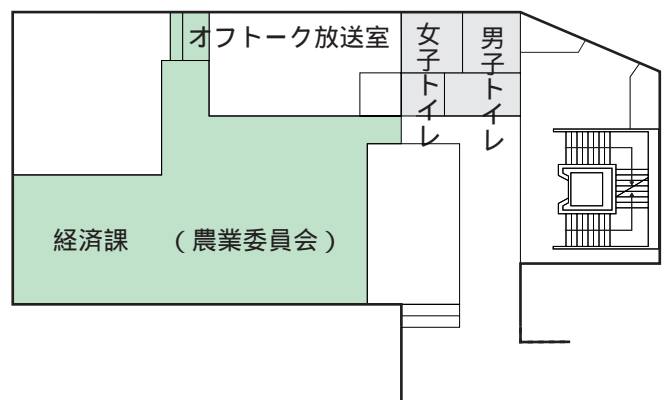
2 階部分



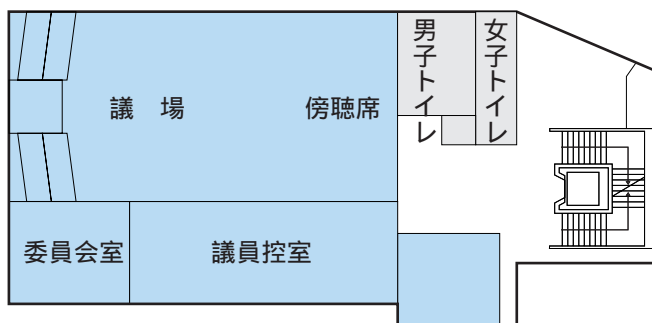
3 階部分



4 階部分



5 階部分



大内町役場

東かがわ市役所大内庁舎

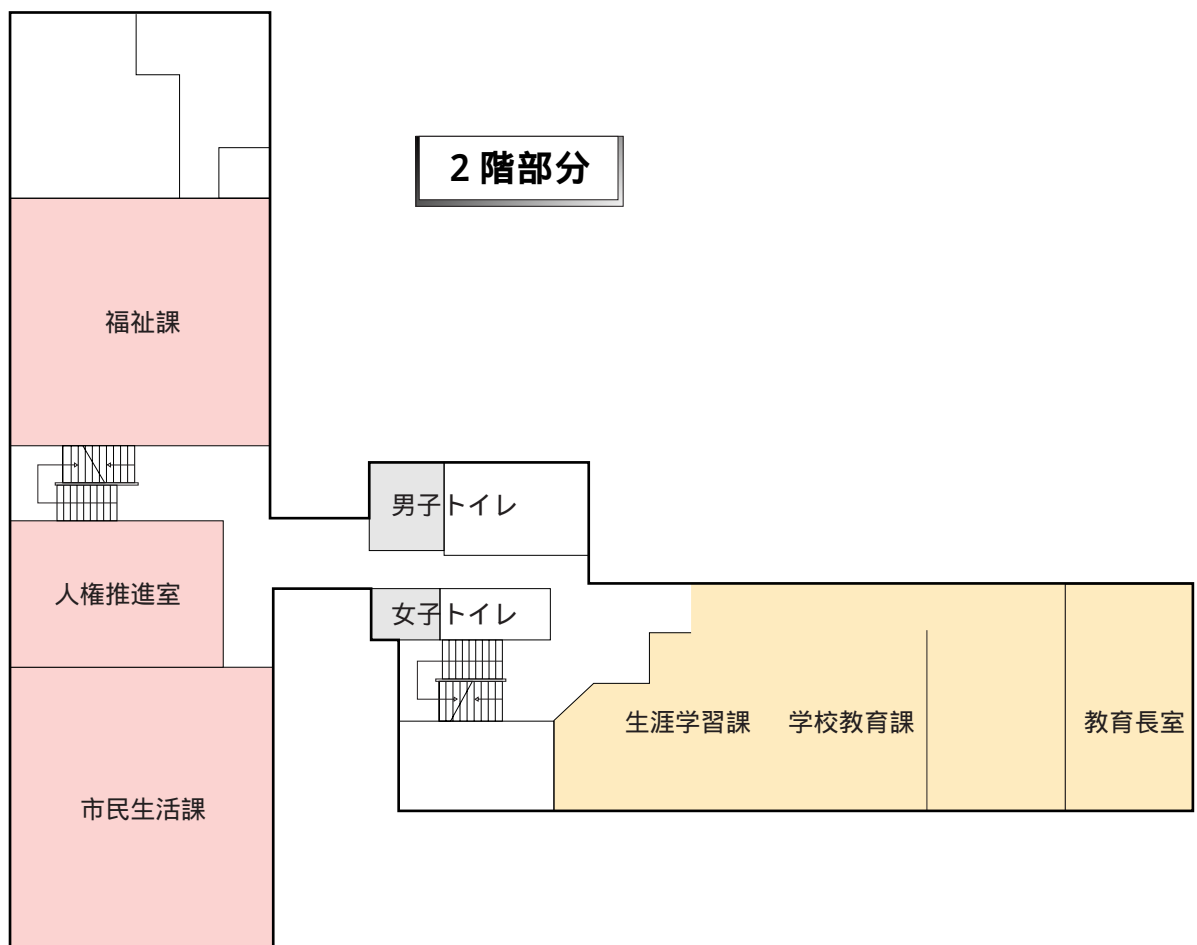
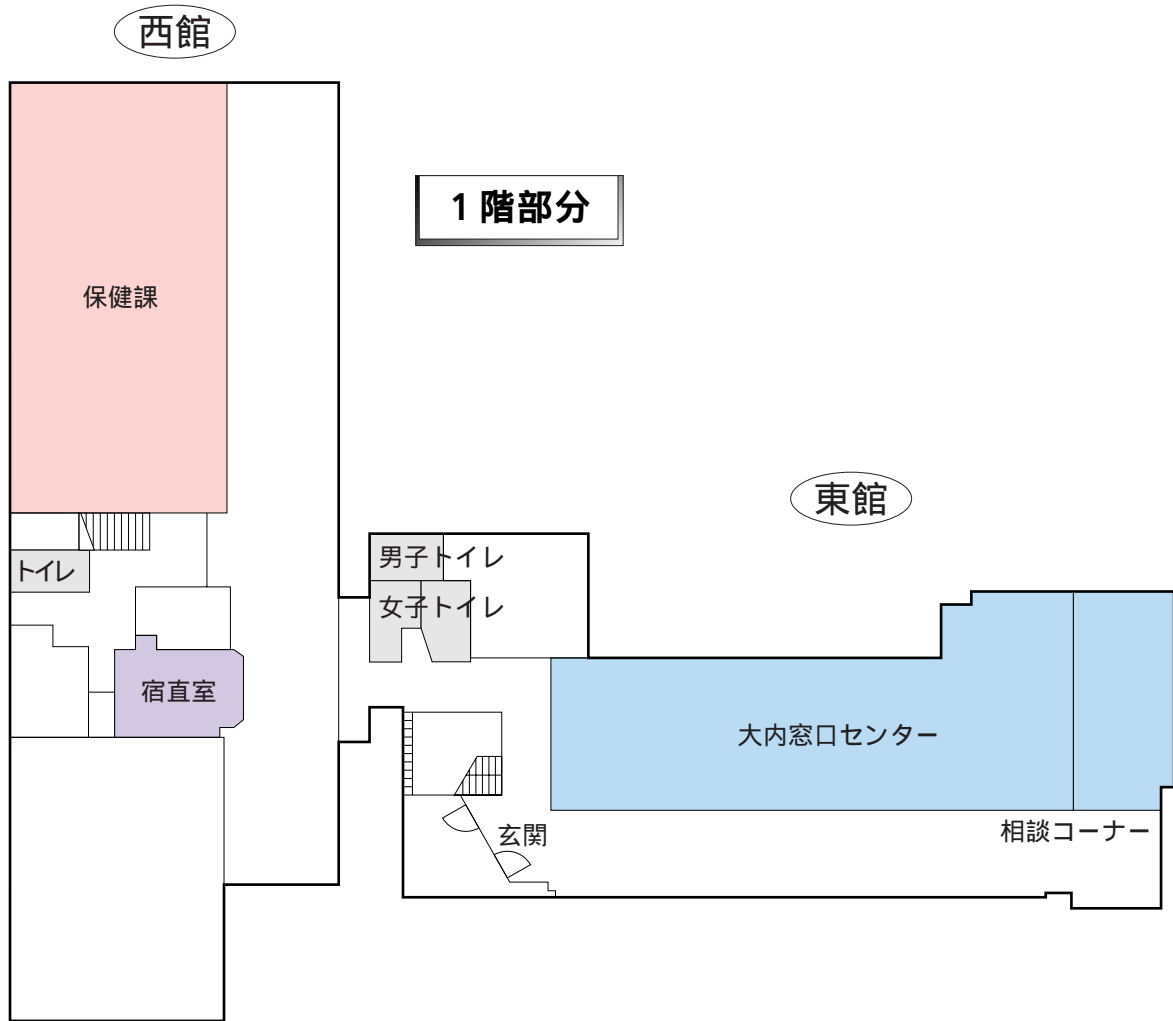
東かがわ市三本松1172番地

代表

25-2111

部	課	電話番号	グループ名	業務内容	
市 民 部	市民生活課	26-1226	戸籍・市民	戸籍、住民基本台帳、外国人登録、埋火葬許可	
			環境・衛生	一般廃棄物、清掃、墓地、狂犬病予防、環境、公害	
	人権推進室	26-1227	人権推進	人権・同和政策、人権・同和教育、男女共同参画	
	保健福祉事務所	福祉課	26-1228	福祉	社会福祉、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、母子・寡婦福祉、民生委員
				生活保護	生活保護
		保健課	26-1229	国保・医療	国民健康保険、老人医療、母子家庭等医療、乳児医療、重度心身障害者等医療、年金
	介護保険			介護保険	
	健康づくり			老人保健、乳幼児保健、母子保健、精神保健、生活習慣病予防、伝染病予防、献血、健康づくり	
	総務部	大内窓口センター	25-2111	窓口センター	総合窓口、本課との連絡調整、大内庁舎管理

	課	電話番号	グループ名	業務内容
教育委員会 事務局	学校教育課	26-1237	教育総務	教育委員会、庶務
			学校教育	学校教育、学校給食
	生涯学習課	26-1238	生涯学習	生涯学習、文化財、青少年健全育成
			生涯スポーツ	社会体育、体育施設



第 1 0 回

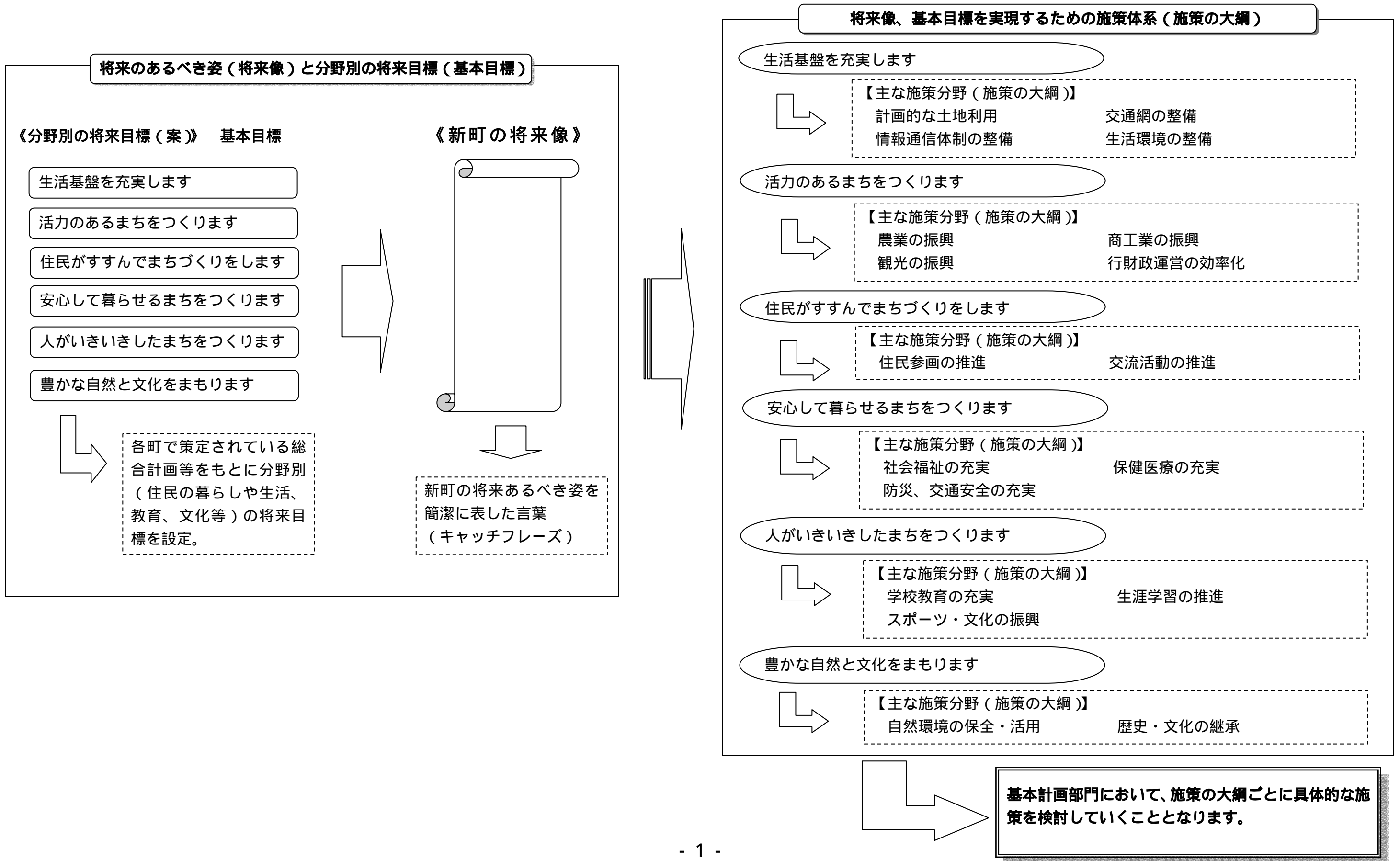
新町の事務所の位置及び新町建設計画策定小委員会 (新町建設計画関連資料)

日 時：平成 1 6 年 1 月 3 0 日 (金)
協議会終了後

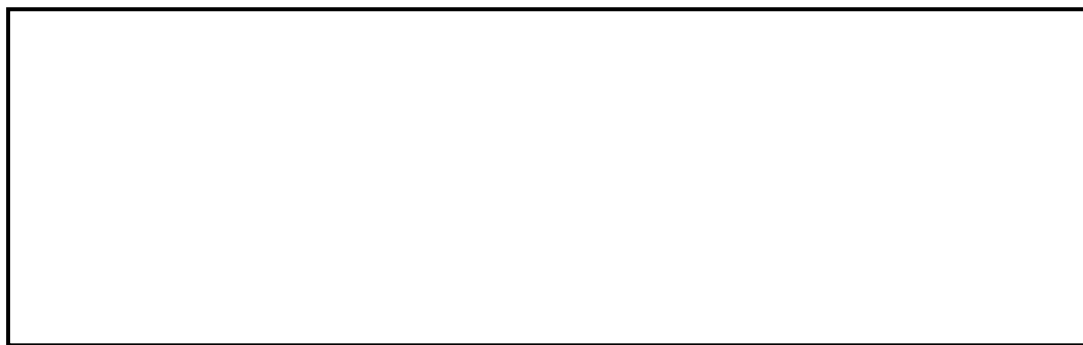
場 所：三根町農村環境改善センター

佐賀東部合併協議会

新町建設計画(構想部門)の体系イメージ



新町建設計画(素案)



平成 16 年

佐賀東部合併協議会

目 次

序論

1. 合併の必要性	第9回小委員会(前回)提出部分
2. 合併の効果	第11回小委員会以降提出部分
3. 新町建設計画策定の方針	第9回小委員会(前回)提出部分
佐賀東部3町の現状	

1. 位置・地勢	} 第9回小委員会(前回)提出部分
2. これまでの合併の流れ	
3. 人口	
4. 土地利用	
5. 交通環境	
6. 生活環境	
7. 産業	
8. 健康・福祉	
9. 教育・文化	
10. 広域行政の状況	
新町建設の基本方針	

1. 新町の将来像	第11回小委員会以降提出部分
2. 新町の基本目標	} 第10回小委員会(今回)提出部分
3. 施策の大綱	
4. 計画の体系図	
5. 新しいまちのすがた	

「新しいまちのすがた」のうち「新しいまちのイメージ図」については、第11回小委員会以降提出部分

新町建設計画のうち基本構想部門

新町建設の基本方針

2 基本目標

(1)生活基盤を充実します

自然や緑に親しめる、快適で良好な生活環境づくりが大切です。

それぞれの地域の特性を生かしつつ、生活圏の拡大に対応した広域的な交通網・情報通信体制の充実を図るとともに、計画的な土地利用を推進し、生活基盤の充実に努めます。

(2)活力のあるまちをつくります

地域の活性化を進める上で、産業の育成や積極的な人材づくりが大切です。

農林業、商工業、観光の振興のため、地域産業の連携や新しい産業の誘致などを進め、地域の活性化をめざします。

また、行政改革を進め、計画的な行財政運営を行い、「産業」、「行政」がともに助け合う活力のあるまちをつくります。

(3)住民がすすんでまちづくりをします

これからは、住民と行政が一体となったまちをつくるのが大切です。

住民参加のまちづくり体系を確立するとともに、コミュニティ活動や地域内外の交流を推進します。

(4)安心して暮らせるまちをつくります

子どもからお年寄りまで、誰もが健康で安心・安全な生活を送ることのできる地域づくりが大切です。

地域で支えあう体制づくりに取り組み、社会福祉や保健医療制度を充実し、住民の安心と健康の維持に努めるとともに、防災・交通安全対策の推進に努めます。

(5)人がいきいきしたまちをつくります

誰もが、「いつでも」「どこでも」気軽に学習やスポーツのできる環境づくりが大切です。

学校教育の充実を図り、知識や心の豊かさはぐくむとともに、生涯学習・生涯スポーツを推進し、住民がいつまでも元気でいきいきしたまちをつくります。

(6)豊かな自然と文化をまもります

脊振山系から筑後川にいたる豊かな自然や文化遺産を保存し、次世代に残していくことが大切です。

環境保護意識を高め、住民誰もが環境保全活動に参画できる社会を確立するとともに、文化財の保護と継承のための人づくりに努めます。

3 施策の大綱

(1) 生活基盤を充実します

計画的な土地利用

地域の自然を生かし、環境とバランスのとれた生活基盤整備を進めることが求められています。

それぞれの地域特性を最大限に生かし、一体的な発展に向けた計画的・効率的な土地利用の推進に努めます。

交通網の整備

人々の日常生活圏が拡大するなか、生活基盤を整備するうえで交通網のさらなる充実・利便性の向上が求められています。

高速道路や空港の利活用、さらには九州新幹線の整備などを見据え、これに連動した広域的な生活や経済活動に密着した、人やモノの交流を促進する地域交通網の整備に努めます。

情報通信体制の充実

インターネットや携帯電話などの急激な発展は、行政、企業、住民生活に大きな変革をもたらし、今後一層の情報通信体制の整備が求められています。

各公共施設間のネットワークの構築などにより、住民生活に関係の深い安心、安全に関する情報をはじめ様々な行政情報を提供、収集できる体制の充実に努めます。

生活環境の整備

少子・高齢社会の到来や環境問題への住民意識の高まりなど、多様化する住民ニーズに対応する生活環境づくりが求められています。

お年寄りや障害のある人をはじめ、すべての住民が快適に暮らせる、自然との調和や景観にも配慮した魅力ある生活環境づくりに努めます。

また、上・下水道などの整備を推進するとともに、住民・企業・行政が一体となった資源循環型社会の実現と快適な環境づくりに努めます。

(2)活力のあるまちをつくります

農業の振興

本地域最大の基幹産業である農業を取り巻く環境の変化に対応した、豊かで活力ある農業の振興が求められています。

担い手農家を中心とした大規模経営をめざすとともに、地域特性を生かした農産物のブランド化を推進し、安定農業の確立に努めます。

さらに、生産基盤などの充実を図るとともに、秩序ある農地の有効利用に努めます。

商工業の振興

雇用促進や地域経済活性化のため、商工業の振興が求められています。

商業は、関係機関と連携し、商店の経営安定化と環境の活性化に努めます。

また、自然環境と調和した工業適地の開発を進め、企業誘致活動などを推進するとともに、地場産業の育成と異業種との交流を促進します。

観光の振興

恵まれた自然環境などを生かした、観光交流人口を増やすことによる地域の活性化が求められています。

既存観光資源の充実を図るとともに、各地域の特色ある文化・歴史などを生かしたイベントなどの実施により、新町のPR強化を推進し観光の振興に努めます。

行財政運営の効率化

社会経済情勢の変化に的確に対応し、多様化・高度化する行政需要に応えていくため、計画的・効率的な行財政運営が求められています。

最小の経費で最大の効果をあげるため、事務事業の見直しをはじめとする行財政改革を積極的に推進するとともに、急激な社会変化にも対応できる組織づくりや人材の育成・確保に努めます。

(3) 住民がすすんでまちづくりをします

住民参画の推進

新しいまちづくりは、行政主導ではなく、住民が自らの創意と工夫を結集して進めることが求められています。

住民への情報公開を進め、住民の自主的な活動を促進するとともに、男女がともに尊重しあい、あらゆる分野において能力や個性が十分発揮できる社会の実現をめざし、住民が主役のまちづくりに努めます。

交流活動の推進

新町は今後も、より一層の地域連携と町外との交流を深めることが求められています。

「人と人」との交流を促進するとともに、新たな交流資源を創出することで、さらなる内外交流活動の推進に努めます。

(4) 安心して暮らせるまちをつくれます

社会福祉の充実

住民が健康で幸せな生活を送るためには、ともに支え合う暖かい社会づくりが求められています。子どもや障害のある人、お年寄りまで安心して生活できるよう、施設やサービスの充実を図るとともに、住民意識の高揚やボランティア活動の支援に努めます。また、保健・医療と連携した、優しさと思いやりのある社会福祉の充実に努めます。

保健医療の充実

誰もが明るく健康的な生涯を過ごせるような、心と体づくりが求められています。「自分の健康は自分でつくる」という健康管理意識のもと、社会福祉と密接な連携を図り、住民の健康づくりと保健予防体制の充実に努めます。

防災・交通安全の充実

住民が安全で安心して暮らすには、生命・財産を守るための地域ぐるみの協力体制が求められています。防災関係機関との連携を図りながら、意識の高揚や防災・消防・救急・防犯体制の確立と交通安全施設などの充実に努めます。

(5)人がいきいきしたまちをつくれます

学校教育の充実

子どもたちの健やかな身体と精神・創造力・豊かな感性を養い、変化する時代の潮流に自ら対応できる「生きる力」をはぐくむ教育が求められています。

総合的な学習を通し、特色ある開かれた学校づくりの推進に向け、地域への学校情報の提供や地域の人材の活用に努めます。

生涯学習の推進

住民の生涯学習に対するニーズが高まっており、学習機会の充実と体系化が求められています。

個性や能力に応じた誰もが、気軽に学習できる、多様な生涯学習の形成に努めます。

スポーツ・文化の振興

生涯にわたり、健康な生活を送り心豊かに暮らすため、気軽にスポーツに取り組める生涯スポーツ活動の推進と芸術・文化に対するニーズに応える体制づくりが求められています。

住民誰もがスポーツ・レクリエーションに取り組める機会の充実に努めます。

また、優れた芸術・文化に触れる機会や活動の場を増やし、個性的な文化環境づくりに努めます。

(6) 豊かな自然と文化をまもりま

自然環境の保全・活用

身近な自然が減少するなか、この地域の豊かな自然を保全していくことが求められています。

自然と人との共生を図るため、自然愛護に対する意識の啓発や住民が保護活動へ積極的に参加できる仕組みをつくり、住民・企業・行政が一体となり河川などの清掃や植樹・緑化など自然環境の保全に努めます。

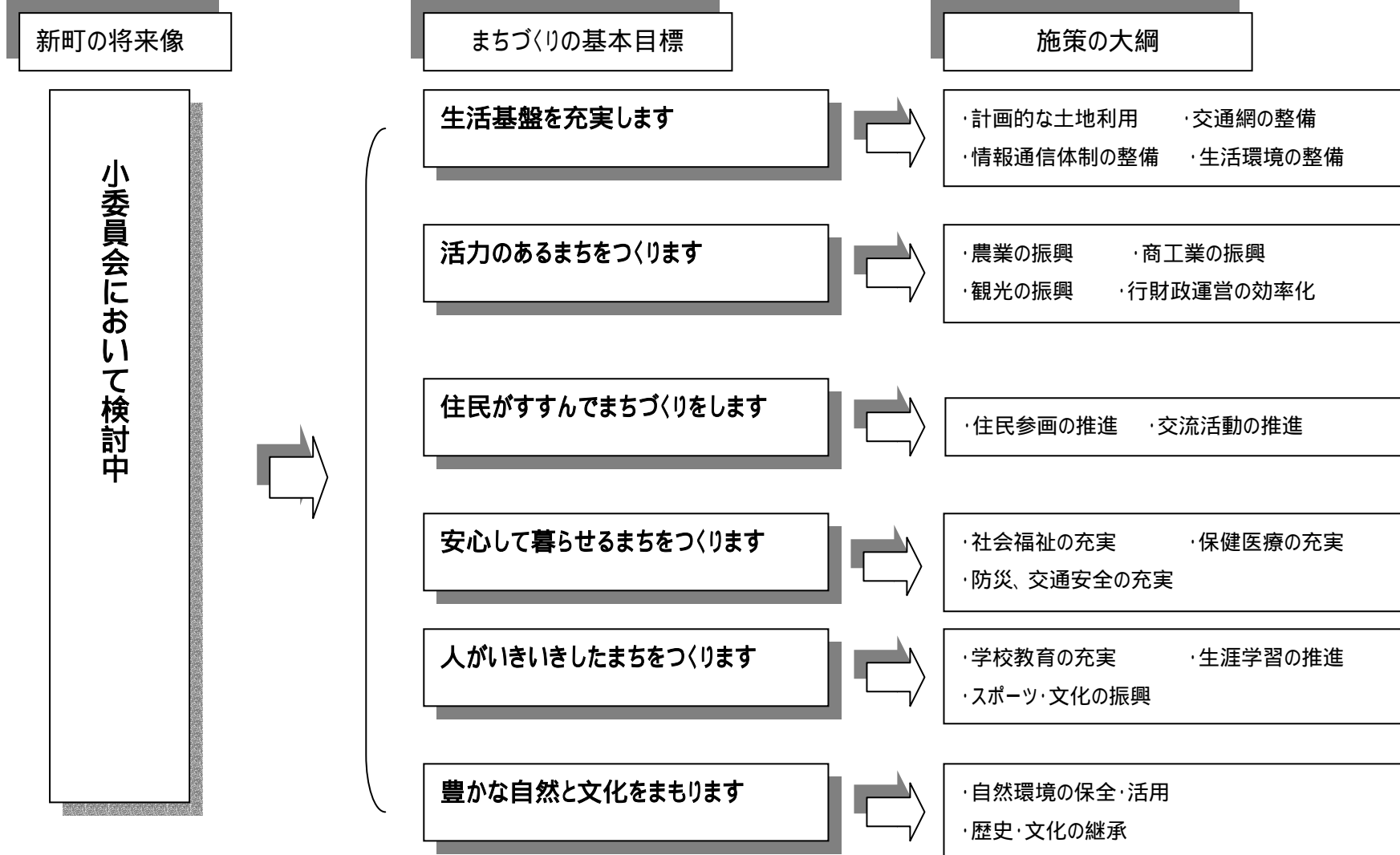
歴史・文化の継承

今日まで受け継がれてきた、歴史・文化遺産を住民の共通財産として広く伝えていくことが求められています。

地域固有の貴重な歴史的文化遺産の保存・研究・活用を図るとともに、住民に対する啓発を推進し、次世代に継承します。

4 計画の体系図

資料2 新町建設計画関連(別冊)



5 新しいまちのすがた

(1)人口の見通し

主要指標の見通しは、合併後おおむね10年後の平成27年までの推計を行っています。

人口・世帯数

平成27年における総人口はコーホート法により約26,500人になると推計され、平成12年国勢調査時と比較すると約1,600人減少することが予想されます。

しかし、生活環境整備や道路整備などによる優良宅地の整備、地域内既存産業の振興、企業誘致による新たな産業の創出と雇用の確保など施策の展開により、平成27年の目標人口を28,500人と計画します。

平成27年における年齢3区分別の人口は、年少人口(0～14歳)約3,300人(11.5%)、生産年齢人口(15～64歳)約16,100人(56.5%)、高齢人口(65歳以上)約9,100人(32.0%)と推計されます。

また、平成27年における世帯数は、約9,000世帯と推計され、増加傾向にあるものの、1世帯当たりの人員は年々減少して、平成27年は3.16人と推計されます。

コーホート法とは、男女別5歳階級ごとのグループ人口に、そのグループの変化率(生残率、社会移動率、出生率、出生性比)を乗じて5年後の人口を推計するものです。

世帯数の推計は平成2年～平成12年の「1世帯当たりの人員数」の推移をもとに推計し、その推計数で人口を除いたものです。

就業人口

平成27年における総就業人口は、高齢化の進展により、減少傾向となることが予想されますが、雇用機会の充実などにより12,300人と想定します。

また、産業別就業人口は、第1次産業が減少し、第3次産業に比重が移っていくものと考えられます。

産業別就業人口：第1次産業：農林漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務

資料2 新町建設計画関連(別冊)

人口の推計

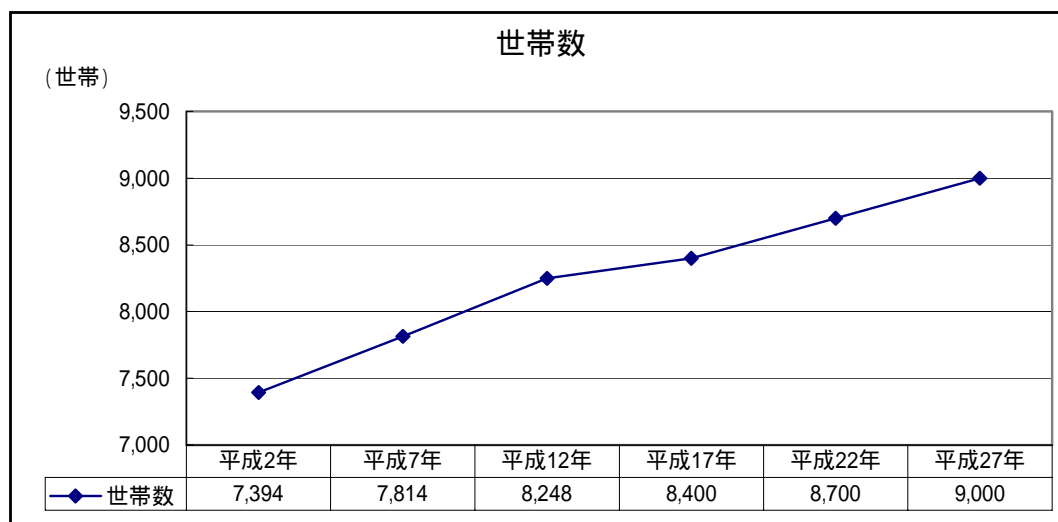
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	推計人口	28,702	28,625	28,176	27,818	27,289	26,558
	目標人口	28,702	28,625	28,176	27,800	28,300	28,500
年少人口	推計人口	5,314	4,444	3,918	3,651	3,414	3,057
	構成比	18.5%	15.5%	13.9%	13.1%	12.5%	11.5%
	目標人口	5,314	4,444	3,918	3,700	3,500	3,300
	構成比	18.5%	15.5%	13.9%	13.3%	12.4%	11.6%
生産年齢人口	推計人口	19,077	19,107	18,454	17,555	16,469	14,990
	構成比	66.5%	66.7%	65.5%	63.1%	60.4%	56.4%
	目標人口	19,077	19,107	18,454	17,500	17,100	16,100
	構成比	66.5%	66.7%	65.5%	62.9%	60.4%	56.5%
高齢人口	推計人口	4,311	5,074	5,804	6,612	7,406	8,511
	構成比	15.0%	17.7%	20.6%	23.8%	27.1%	32.0%
	目標人口	4,311	5,074	5,804	6,600	7,700	9,100
	構成比	15.0%	17.7%	20.6%	23.7%	27.2%	31.9%

資料：平成2～12年 国勢調査

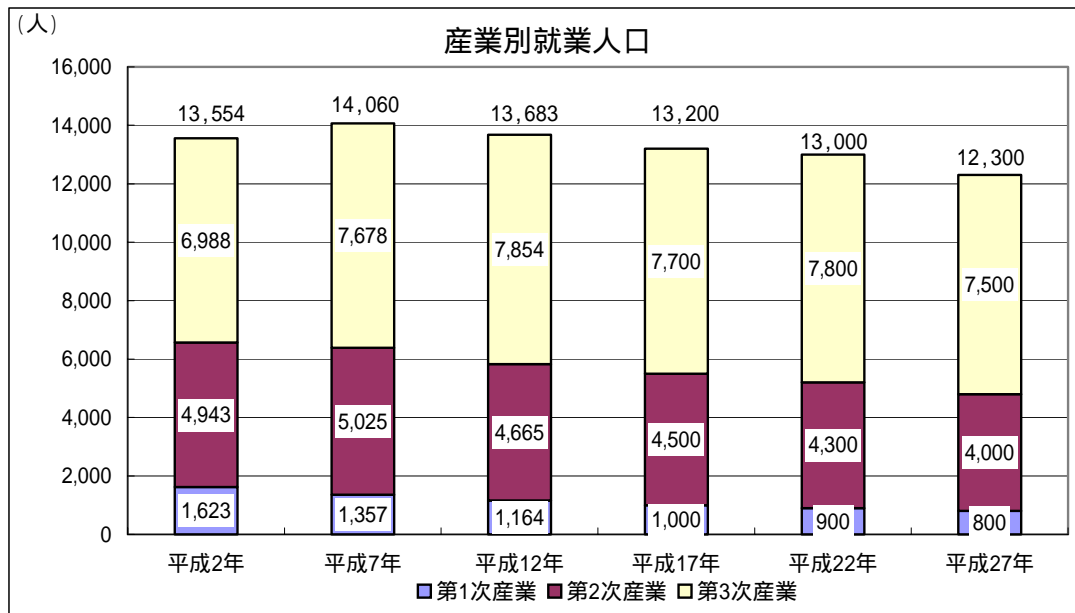
(注釈) 年少人口：0歳～14歳

生産年齢人口：15歳～64歳

高齢人口：65歳以上



資料2 新町建設計画関連(別冊)



第1次産業：農林漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務

平成16年2月27日

佐賀東部合併協議会
会長 末安伸之様

議会議員及び農業委員の任期等小委員会
委員長 有岡利男

議会議員及び農業委員の任期等小委員会報告について(第3号)

佐賀東部合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、下記のとおり調査及び審議の経過について報告する。

【報告事項】

1 委員会開催状況

・第8回 平成16年1月30日 三根町農村環境改善センター
出席者 委員 6人

2 協議内容

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

平成16年2月27日

報告済

第 8 回

議会議員及び農業委員の任期等小委員会

日 時：平成 1 6 年 1 月 3 0 日（金）
協議会終了後～

場 所：三根町農村環境改善センター

佐賀東部合併協議会

次 第

メ モ

日時：平成16年1月30日
協議会終了後～
場所：三根町農村環境改善センター

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議事

(1) 協議事項

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

4. その他

・次回小委員会の日程

平成16年 月 日

5. 閉会

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

1. 3町の議会議員の定数等

平成16年1月14日現在

町村名	人口 (H12国調)	面積	法上限数	条例定数	人口÷ 条例定数
中原町	9,079人	18.90 km ²	18人	14人	649人
北茂安町	11,482人	16.62 km ²	22人	16人	718人
三根町	7,615人	16.37 km ²	18人	13人	586人
計	28,176人	51.89 km ²	58人	43人	655人

2. 県内の議会議員の定数等

【人口 10,000人 以上 50,000人 未満】

平成16年1月14日現在

町村名	人口 (H12国調)	面積	法上限数	条例定数	議員1人当 人口
武雄市	34,603人	127.28 km ²	30人	24人	1,442人
鹿島市	33,215人	112.08 km ²	26人	22人	1,510人
多久市	23,949人	96.93 km ²	26人	20人	1,197人
大和町	21,956人	55.42 km ²	26人	20人	1,098人
神埼町	19,700人	39.31 km ²	22人	18人	1,094人
嬉野町	19,645人	80.46 km ²	22人	20人	982人
基山町	19,176人	22.14 km ²	22人	16人	1,199人
川副町	19,037人	46.49 km ²	22人	18人	1,058人
小城町	17,582人	45.39 km ²	22人	20人	879人
白石町	13,757人	46.15 km ²	22人	18人	764人
有田町	12,964人	27.09 km ²	22人	16人	810人
諸富町	12,086人	12.02 km ²	22人	16人	755人
千代田町	12,055人	24.77 km ²	22人	16人	753人
塩田町	11,679人	46.05 km ²	22人	16人	730人
太良町	11,140人	74.17 km ²	22人	18人	619人
三日月町	10,960人	20.53 km ²	22人	14人	783人
牛津町	10,454人	13.26 km ²	22人	16人	653人
浜玉町	10,415人	52.13 km ²	22人	15人	694人

3. 合併後の議会議員の定数等

種別	県名	市町名	協議会名	構成団体数	人口	面積	現議員(在任)数	法上限数	合併後条例定数	特例		人口÷合併後議員数
										定数	在任	
県内合併	佐賀県	未	佐賀東部合併協議会	3	28,176人	51.89km ²	43人	26人	未	未	未	
		未	鹿島市・太良町合併協議会	2	44,355人	186.28km ²	38人	26人	26人	-	1年2ヶ月	1,706人
		小城市	小城郡合併協議会	4	45,375人	95.85km ²	60人	26人	26人	-	1年	1,745人
		未	白石・福富・有明三町合併協議会	3	28,393人	99.46km ²	46人	26人	26人以内	合併後50日以内に選挙		(1,092人)
県外合併	岐阜県	飛騨市	飛騨四町村合併協議会	4	29,637人	792.31km ²	48人	26人	26人	合併後50日以内に選挙		1,140人
	長崎県	壱岐市	壱岐四町合併協議会	4	32,616人	138.45km ²	62人	26人	26人	-	2年	1,254人
	長野県	東御市	東部町・北御牧村合併協議会	2	31,308人	112.30km ²	36人	26人	22人	-	8ヶ月	1,423人
	兵庫県	養父市	養父郡合併協議会	4	29,276人	422.78km ²	53人	26人	22人	-	7ヶ月	1,331人
	山口県	周防大島町	大島郡合併協議会	4	22,070人	138.06km ²	56人	26人	26人	合併後50日以内に選挙		849人
	高知県	いの町	伊野町・吾北村・本川村合併協議会	3	27,960人	470.71km ²	41人	26人	24人	-	8ヶ月	1,165人
	秋田県	美郷町	千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	3	23,560人	167.80km ²	48人	26人	22人	-	11ヶ月	1,071人
	高知県	香美市	こうほく3町村合併協議会	3	30,591人	537.95km ²	49人	26人	25人	-	1年2ヶ月	1,224人
	福岡県	うきは市	吉井町・浮羽町合併協議会	2	33,582人	117.55km ²	32人	26人	18人	-	1年2ヶ月	1,866人
	大分県	豊後高田市	西高地域一市二町合併協議会	3	25,667人	206.64km ²	42人	26人	22人	-	1年11ヶ月	1,167人
	青森県	十三湖町	津軽北部四町村合併協議会	4	28,278人	453.97km ²	52人	26人	26人	-	2年	1,088人
	山梨県	未	上野原町・秋山村合併協議会	2	29,480人	170.65km ²	31人	26人	26人	-	2年	1,134人
	長崎県	新上五島町	上五島地域5町合併協議会	5	26,230人	213.77km ²	74人	26人	26人	-	1年9ヶ月	1,009人

県外合併については、新設合併で、かつ合併後の人口が23,000～33,000人であるもの【平成16年1月14日現在確認済みのもの】

4. 選挙に係る経費(直近の選挙の予算)

(単位:千円)

項目	中原町	北茂安町	三根町	合計
町長選挙	5,576 (H13年度)	5,462 (H14年度)	4,141 (H13年度)	15,179
町議会議員選挙	6,067 (H15年度)	5,709 (H15年度)	5,779 (H15年度)	17,555
合計	11,643	11,171	9,920	32,734

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

1. 合併後の農業委員会委員の定数等

種別	県名	市町名	協議会名	構成団体数	耕地面積	現委員(在任)数	法上限数	合併後 条例定数	在任特例			面積÷ 合併後委員数
									合併の期日		在任時の任期	
県内合併	佐賀県	未	佐賀東部合併協議会	3	1,961ha	34人	30人	未	H17.3.1		未	
		未	鹿島市・太良町合併協議会	2	3,679ha	32人	30人	30以下 (27)	H17.3.1	~	H17.7.19	123人
		小城市	小城郡合併協議会	4	3,947ha	42人	30人	20人	H16.10.1	~	H17.7.19	197人
		未	白石・福富・有明三町合併協議会	3	6,190ha	40人	30人	30人	H17.1.1	~	H17.7.19	206人
県外合併	熊本県	宇土市	宇土・富合合併協議会	2	2,441ha	34人	30人	20人	H17.1.1	~	H17.7.19	122人

2. 農業委員会委員の選挙区ごとの具体的な例(選挙による委員の定数を30人と仮定した場合)

平成15年3月31日確定(4月1日告示)による選挙人

選挙区	町名	10a以上の耕作世帯数	選挙人	農業委員の定数	選挙区ごとの定数
1	中原町	411世帯	666人		15人
	北茂安町	512世帯	1,339人		
	小計	923世帯	2,005人		
2	三根町	704世帯	2,051人		15人
合計		1,627世帯	4,056人	30人	30人

参考

【農業委員会等に関する法律】

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

議会議員報酬及び農業委員会委員の報酬比較

1. 議会議員の報酬

(単位:円)

項目	3 町			鳥栖市・三養基郡内(3町以外)		
	中原町	北茂安町	三根町	鳥栖市	基山町	上峰町
議長報酬	308,000	309,000	307,000	493,000	343,000	314,000
副議長報酬	254,000	255,000	253,000	441,000	279,000	258,000
常任委員長報酬	239,000	239,000	238,000	-	261,000	248,000
議会運営委員長報酬	239,000	239,000	229,000	-	261,000	-
議員報酬	231,000	231,000	229,000	413,000	255,000	236,000

報酬は月額

2. 農業委員会委員の報酬

(単位:円)

項目	3 町			鳥栖市・三養基郡内(3町以外)		
	中原町	北茂安町	三根町	鳥栖市	基山町	上峰町
会長報酬	335,000	372,800	358,500	(780,000) 65,000	390,700	355,000
副会長報酬	291,000	318,100	302,400	(444,000) 37,000	333,500	301,000
委員報酬	264,000	288,800	277,400	(396,000) 33,000	302,900	273,000

三養基郡内の各町の報酬は年額

鳥栖市の報酬は月額【 上段()書きは月額を12倍したもの 】

協議第15号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成16年1月30日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

(6) 前納報奨金制度については新町に引き継ぎ、内容については合併までに調整する。

(7) 税の減免について、町民税については北茂安町の例により、固定資産税及び軽自動車税については現行のとおり実施する。

平成16年2月27日

確認

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、地方税法に基づき次のとおり調整する。

(1) 個人町民税及び法人町民税については、現行のとおりとする。

(2) 固定資産税の税率及び納付方法等については現行のとおりとし、納期については合併までに調整する。

(3) 入湯税については、中原町、北茂安町の例による。

(4) 軽自動車税の税率については、三根町の例により、納期及び納付方法等については現行のとおりとする。

(5) 口座振替については現行を基本とし、取扱金融機関については合併までに調整する。

協定項目	地方税の取扱いについて		関係項目			
調整の方針	地方税の取扱いについては、地方税法に基づき次のとおり調整する。					
調整内容	1. 地方税の調整					
		項目	現況			具体的調整内容
			中原町	北茂安町	三根町	
	1 個人町民税	均等割税率	2,000円	同左	同左	現行のとおり
		所得割税率	課税標準に対して 200万以下 3% 200万超～700万以下 8% 700万超 10%	同左	同左	
		納期	特別徴収 7月10日～翌年6月10日 普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日	同左	同左	
		納付方法等	納税通知書 ・普通徴収・・・郵送 ・特別徴収・・・郵送 納付方法 口座振替または金融機関等窓口	同左	同左	
	2 法人町民税	均等割税率	1号法人 3,000千円 2号法人 1,750千円 3号法人 410千円 4号法人 400千円 5号法人 160千円 6号法人 150千円 7号法人 130千円 8号法人 120千円 9号法人 50千円 (標準税率)	同左	同左	現行のとおり
		法人税割税率	法人税の 12.3% (標準税率)	同左	同左	

項 目		現 況			具体的調整内容
		中原町	北茂安町	三根町	
2 法人町民税	納 期	法人税の申告期限まで	同 左	同 左	現行のとおり
	納 付 方 法 等	申 告 納 付	同 左	同 左	
3 固定資産税	税 率	課税標準額の 1.4% (標準税率)	同 左	同 左	現行のとおり
	納 期	第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月 末日	同 左	第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 9月1日～ 9月30日 第4期 12月1日～ 12月25日	納期については合併までに調整する。
	免 税 点	土 地： 30万円未満 家 屋： 20万円未満 償却資産：150万円未満	同 左	同 左	現行のとおり
	納 付 方 法 等	納税通知書 郵送 納付方法 口座振替または金融機関等窓口	同 左	同 左	
4 入 湯 税	税 率	入湯客1人1日：150円	同 左	該当なし	入湯税については、中原町、北茂安町の例による。
	納 期	特別徴収 毎月15日までに、前月分に係る納 入申告書を提出し、納入書により納入	同 左		
	納 付 方 法 等	申 告 納 付	同 左		

項 目	現 況				具体的調整内容		
	中原町					北茂安町	三根町
5 軽自動車税	税 率	車 種	種 類	税 額	同 左	同 左	軽自動車税の税率については、 三根町の例による。
		原動機付 自転車	総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力 が0.6キロワット以下のもの	1,000			
			2輪のもので、総排気量が0.05リットル以下を超 え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6 キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの	1,200			
			2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超える もの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1,600			
			3輪以上のもの（客室を備えず、かつ、輪距（2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距の うち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの 及び側面が構造上開放されている客室を備え、か つ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。） で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格 出力が0.25キロワットを超えるもの。	2,500			
		軽自動車	2輪のもの（側車付のものを含む。）	2,400			
			3輪のもの	3,100			
			4輪以上のもの（乗用：営業用）	5,500			
			4輪以上のもの（乗用：自家用）	7,200			
			4輪以上のもの（貨物用：営業用）	3,000			
4輪以上のもの（貨物用：自家用）	4,000						
小型特殊 自動車	農耕作業用のもの	1,600					
	その他のもの	4,700					
2輪の 小型特殊 自動車		4,000					
(単位：円)				(単位：円)		該当なし	
車 種	種 類	税 額	車 種	種 類	税 額		
専ら雪上 を走行す るもの		2,200	専ら雪上 を走行す るもの		2,400		
納 期	5月1日～5月31日				同 左	同 左	現行のとおり
納付方法等	納税通知書 納付方法	郵送 口座振替または金融機関等窓口	同 左	同 左	同 左		

2. 口座振替

項 目	現 況			具体的調整内容
	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	
1 取 扱 科 目	町民税 固定資産税 軽自動車税	同 左	同 左	現行のとおり
2 利 用 率	町民税（普徴） 17.42% 固定資産税 23.66% 軽自動車税 13.04% H14実績	町民税（普徴） 20.12% 固定資産税 27.82% 軽自動車税 23.93% H14実績	町民税（普徴） 39.00% 固定資産税 33.00% 軽自動車税 42.00% H14実績	
3 取扱金融機関	佐賀銀行 } 佐賀共栄銀行 } 本支店(所)及 佐賀東信用組合 } び各出張所 さが東部農協（本所・各支所・各出張所） 郵便局（全国）	佐賀銀行 } 佐賀共栄銀行 } 本支店(所)及 福岡銀行 } び各出張所 西日本銀行 } 筑邦銀行 } さが東部農協（本所・各支所・各出張所） 郵便局（全国）	佐賀銀行（三根・三田川支店） 佐賀共栄銀行（江見支店） 福岡銀行（久留米支店） 西日本銀行（鳥栖支店） さが東部農協（本所・各支所・各出張所） 郵便局（全国）	取扱金融機関については合併までに調整する。

3. 前納報奨金制度

項 目	現 況			具体的調整内容
	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	
1 町 民 税	<p>個人の町民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、納期前に納付した税額の100分の0.5に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合には、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額(その額が10万円を超える場合にあっては10万円とする。)の報奨金を交付する。</p> <p>ただし、その額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。</p> <p>当該納税者の未納に係る徴収金がある場合には、これを交付しない。</p>	<p>個人の町民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、納期前に納付した税額の100分の0.5に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合には、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額(その額が10万円を超える場合にあっては10万円とする。)の報奨金を交付する。</p> <p>ただし、その額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合には、これを交付しない。</p>	<p>個人の町民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、納期前に納付した税額(その額が10万円を超える場合にあっては10万円)の100分の0.5に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合には、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額の報奨金(その額に100円未満の端数がある場合、又はその額が100円未満である場合は、その端数金額またはその全額を切り捨てる。)を交付する。</p> <p>ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合には、これを交付しない。</p>	<p>前納報奨金制度については新町に引き継ぎ、内容については合併までに調整する。</p>
2 固定資産税	<p>固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、納期前に納付した税額の100分の0.5に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合には、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額(その額が10万円を超える場合にあっては10万円とする。)の報奨金を交付する。</p> <p>ただし、その額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。</p> <p>当該納税者の未納に係る徴収金がある場合には、これを交付しない。</p>	<p>固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、納期前に納付した税額の100分の0.5に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合には、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額(その額が10万円を超える場合にあっては10万円とする。)の報奨金を交付する。</p> <p>ただし、その額が10円未満である場合及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合には、これを交付しない。</p>	<p>固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、納期前に納付した税額(その額が10万円を超える場合にあっては10万円)の100分の0.5に納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合には、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額の報奨金(その額に100円未満の端数がある場合、又はその額が100円未満である場合は、その端数金額またはその全額を切り捨てる。)を交付する。</p> <p>ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合には、これを交付しない。</p>	<p>前納報奨金制度については新町に引き継ぎ、内容については合併までに調整する。</p>

4 . 減免

項 目	現 況			具体的調整内容
	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	
1 町 民 税	生活保護の規定による保護を受けるもの 当該年において所得が皆無となったため生活 が著しく困難となった者 学生及び生徒 民法第34条の公益法人 自治法260条の2第1項の認可を受けた 地縁団体 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定 する法人	生活保護の規定による保護を受けるもの 当該年において所得が皆無となったため生活 が著しく困難となった者 学生及び生徒 民法第34条の公益法人 天災その他特別な事情がある場合において減 免を必要と認める者 自治法260条の2第1項の認可を受けた地 縁団体 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定す る法人	生活保護の規定による保護を受けるもの 当該年において所得が皆無となったため生活 が著しく困難となった者 学生及び生徒 民法第34条の公益法人 自治法260条の2第1項の認可を受けた 地縁団体 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定 する法人	北茂安町の例により実施する。
2 固定資産税	貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける 者の所有する固定資産 公益のために直接専用する固定資産 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の 不順に困り、著しく価値を減じた固定資産	同 左	同 左	
3 軽自動車税	公益のため直接専用する軽自動車等 身体に障害を有し歩行が困難な者又は精神 に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自 動車等で、当該身体障害者、当該身体障害者 若しくは精神障害者のために当該身体障害者 等と生計を一にする者又は当該身体障害者等 のために当該身体障害者等を常時介護する者 が運転するもの（1台に限る）	同 左	同 左	現行のとおり

【参考資料】・・・協議第15号

取扱金融機関

1. 金融機関の指定

市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の**収納又は支払**の事務を取り扱わせることができる。【地方自治法 第235条第2項】

収納事務・・・窓口収納・口座振替収納など

支払事務・・・現金支払・振込・隔地払（送金小切手・送金通知書など）など

2. 金融機関の種別

(1) 指定金融機関・・・市町村が公金の**収納又は支払い**の事務を行わせるために議会の議決を経て指定した金融機関 【地方自治法施行令第168条第2項】

(2) 指定代理金融機関・・・指定金融機関の取り扱う公金の**収納又は支払い**の事務の一部を代理して扱わせるために、町が指定した金融機関 【地方自治法施行令第168条第3項】

(3) 収納代理金融機関・・・指定金融機関の取り扱う公金**収納**の事務の一部を代理して扱わせるために、町が指定した金融機関、郵便官署【地方自治法施行令第168条第4項、5項】

収納代理郵便官署

3. 金融機関の業務の違い

種 別	収納事務	支払い事務	取 扱 業 務
指 定 金 融 機 関			市町村の代行
指 定 代 理 金 融 機 関			指定金融機関の代理
収 納 代 理 金 融 機 関		×	指定金融機関の収納事務の代理
収 納 代 理 郵 便 官 署		×	指定金融機関の収納事務の代理

協議第16号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて提出する。

平成16年 1月30日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおり調整する。

(1) 国民健康保険事業の賦課方式、税率及び納期数については、次のとおりとする。

国民健康保険事業の賦課方式については、現行のとおり税方式とし、所得割、均等割、平等割の3方式とする。

国民健康保険税については、平成17年度より統一した税率を適用する。ただし、平成16年度までは、各町の税率を適用して不均一課税とする。

国民健康保険税の納期数については、現行のとおり6月から翌年3月までの10期とする。

(2) 被保険者証の交付については、使用期間は1年及び3ヶ月の2種類とし、交付方法及び検証方法は、中原町及び北茂安町の例により、合併時に統一する。

(3) 保険給付事業については、葬祭費及び出産育児一時金は、現行のとおりそれぞれ20,000円と300,000円にする。

(4) 保健事業については、次のとおりとする。

脳ドック助成事業については、合併までに調整し、新町において実施する。

高額療養費資金貸付事業については、中原町及び北茂安町の例により統一し、基金の額については、合併までに定める。

(5) 国民健康保険運営協議会については、新町において新たに設置する。

平成 1 6 年 2 月 2 7 日

確認

協定項目	国民健康保険事業の取扱いについて	関係項目	
調整の方針	国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおり調整する。		

1. 保険税賦課割合と保険税率現況(平成15年度)

区分	町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
医療分	所得割	8.30%	9.30%	7.90%	賦課方式は、現行のとおり税方式とし、所得割、均等割、平等割の3方式とする。 国民健康保険税については、平成17年度より統一した税率を適用する。ただし、平成16年度までは、各町の税率を適用して不均一課税とする。 国民健康保険税の納期数については、現行のとおり6月から翌年3月までの10期とする。
	被保険者均等割(1人当り)	27,000円	25,000円	24,000円	
	世帯別平等割(1世帯当り)	30,000円	36,000円	32,000円	
	基礎課税額(賦課限度額)	530,000円	同左	同左	
	納期数	10期	同左	同左	
	納期	6月1日から 3月31日まで	同左	同左	
介護分	所得割	0.85%	0.90%	同左	
	被保険者均等割(1人当り)	5,900円	6,000円	5,900円	
	世帯別平等割(1世帯当り)	3,500円	4,000円	3,700円	
	介護納付金課税額(賦課限度額)	80,000円	同左	同左	
	納期数	10期	同左	同左	
	納期	6月1日から 3月31日まで	同左	同左	

2. 被保険者証交付の現況（平成15年度）

保険者名	使用期間	有効期間	交付方法	検証方法	具体的調整内容
中原町	1年	4月1日～3月31日	配達記録郵便（保険税完納世帯）	配達記録証明	被保険者証の交付については、使用期間は1年及び3ヶ月の2種類とし、交付方法及び検証方法は、中原町及び北茂安町の例により、合併時に統一する。
	6ヶ月	4月1日～9月30日	窓口交付（保険税滞納世帯）	旧保険証と交換（窓口交付）	
		10月1日～3月31日			
3ヶ月	4月1日～6月30日	窓口交付（保険税滞納世帯）	旧保険証と交換（窓口交付）		
	7月1日～9月30日				
	10月1日～12月31日				
	1月1日～3月31日				
北茂安町	1年	4月1日～3月31日	配達記録郵便（保険税完納世帯）	配達記録証明	
	6ヶ月	4月1日～9月30日	窓口交付（保険税滞納世帯）	旧保険証と交換（窓口交付）	
		10月1日～3月31日			
3ヶ月	4月1日～6月30日	窓口交付（保険税滞納世帯）	旧保険証と交換（窓口交付）		
	7月1日～9月30日				
	10月1日～12月31日				
	1月1日～3月31日				
三根町	1年	4月1日～3月31日	区長配布による交付（保険税完納世帯）	旧保険証と交換（窓口交付）	
	6ヶ月	4月1日～9月30日	窓口交付（保険税滞納世帯）	旧保険証と交換（窓口交付）	
		10月1日～3月31日			
	3ヶ月	4月1日～6月30日	窓口交付（保険税滞納世帯）	旧保険証と交換（窓口交付）	
7月1日～9月30日					
10月1日～12月31日					
1月1日～3月31日					
2ヶ月	4月1日～5月31日	窓口交付（保険税滞納世帯）	旧保険証と交換（窓口交付）		
	6月1日～7月31日				
	8月1日～9月30日				
	10月1日～12月31日				
	12月1日～1月31日				
	2月1日～3月31日				

調
整
内
容

3. 保険給付事業の現況 (平成14年度)					
区分	町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
	葬祭費	1件当たりの支給額	20,000 円	20,000 円	
	支給件数	42 件	71 件	60 件	
	給付総額	840,000 円	1,420,000 円	1,200,000 円	
出産育児一時金	1件当たりの支給額	300,000 円	300,000 円	300,000 円	
	支給件数	10 件	13 件	10 件	
	給付総額	3,000,000 円	3,900,000 円	3,000,000 円	

佐賀東部合併協議会 協議事項調整内容

4. 保健事業の状況（平成14年度実績）

事業名	区分	町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
脳ドック	補助対象者		40歳以上75歳未満	40歳以上75歳未満		脳ドック助成事業については、合併までに調整し、新町において実施する。
	利用件数		10件	20件		
	基準額		52,500円	52,500円		
	助成額		37,500円	42,500円		
	保険者負担総額		375,000円	850,000円		
高額療養費 資金貸付事業	基金総額		2,000,000円	3,000,000円	2,000,000円	高額療養費資金貸付事業については、中原町及び北茂安町の例により統一し、基金の額については、合併までに定める。
	貸付限度額		高額療養費から1,000円未満を控除した額（平成15年9月より）	高額療養費から1,000円未満を控除した額以内	高額療養費から1万円と1,000円未満を控除した額	
	貸付利子		無利子	無利子	無利子	
	貸付期間		高額療養費の支給を受ける日まで	高額療養費の支給を受ける日まで	高額療養費の支給を受ける日まで	
	償還方法		一括払い	一括払い	一括払い	
	貸付除外		滞納者	滞納者	滞納者	
	貸付件数		48件	54件	11件	
	貸付金額		4,787,000円	8,872,000円	2,909,000円	

調整内容

5 . 国民健康保険運営協議会（平成15年度）

区分	町名		中原町		北茂安町		三根町		具体的調整内容
	町名	人数	町名	人数	町名	人数	町名	人数	
委員の選任区分及び人数	被保険者代表	3人	被保険者代表	3人	被保険者代表	4人			国民健康保険運営協議会は、新町において新たに設置する。
	保険医又は保険薬剤師代表	3人	保険医代表	3人	保険医又は保険薬剤師代表	4人			
	公益代表	3人	公益代表	3人	公益代表	4人			
任期	2年		2年		2年				

- ・ 国民健康保険法 第11条
- ・ 国民健康保険法施行令 第3条、第4条、第5条

協議第17号

情報通信関係の取扱いについて

情報通信関係の取扱いについて提出する。

平成16年1月30日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

情報通信関係の取扱いについて

情報通信関係の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 鳥栖地区広域市町村圏組合電算処理業務については、住民生活に密接に関連した業務を優先し、段階的な統合を図る。
- (2) 単独電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように、新町において調整する。
- (3) 情報基盤の整備については、地域情報化の推進・住民サービスの提供等への課題に対応できる環境整備を図る。

平成16年2月27日

確認

佐賀東部合併協議会 協議事項調整内容

協議第17号資料 (第12回協議会 [平成16年 1月30日] 提出)
[平成16年 2月27日] 確認)

協定項目	情報通信関係の取扱いについて	関係項目	
調整の方針	情報通信関係の取扱いについては、次のとおり調整する。		

調整内容	1. 鳥栖地区広域市町村圏組合電算処理業務						
	大分類	中分類	小分類	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
	住民記録	住民記録	住民記録				鳥栖地区広域市町村圏組合電算処理業務については、住民生活に密接に関連した業務を優先し、段階的な統合を図る。
		印鑑登録	印鑑登録				
	宛名管理	宛名管理	宛名管理				
	住基ネット	住基ネット	住基ネット				
	税システム	住民税	個人				
			法人				
		固定資産税	土地				
			家屋				
			償却資産				
		軽自動車税	軽自動車税				
	税収納業務	税収納業務					
	国民健康保険	国民健康保険	資格管理				
			国保税				
	老人医療	老人医療	老人医療				
	国民年金	国民年金	国民年金				
	福祉関係	介護保険	資格管理				
			賦課管理				
			収納管理				
受給者管理							
給付管理							
その他							
手当		特別障害者手当					
		障害児福祉手当					
		障害者手当					
		児童手当					
		児童扶養手当					
福祉医療	重度障害者医療費助成						

大分類	中分類	小分類	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
		乳幼児医療費				
	母子医療	母子医療				
	児童福祉	児童福祉				
	高齢者福祉	高齢者福祉				
保健関係	健康管理	成人健康診査				
		乳幼児健康診査				
		予防接種				
経済関係	農村集落排水	使用料				
建設関係	住宅管理	住宅使用料				
教育関係	学校教育	学齢簿				
		新入学通知				
選挙管理委員会	選挙関係	選挙人名簿				
		農業委員選挙人名簿				
農業委員会	農家台帳	農家台帳				
総務関係	給与	毎月				
		期末・勤勉手当				
		年末調整				
	財務会計	起債管理				
その他	バックアップシステム	バックアップシステム				
	交通災害	交通災害				
	運用管理	運用管理				
	個別業務	個別業務				
	帳票出力	帳票出力				

2. 単独電算システム						
大分類	中分類	小分類	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
住民記録	外国人登録	外国人登録				単独電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように、新町において調整する。
税システム	住民税	申告支援				
	土地評価	土地評価				
	家屋評価	家屋評価				
総務関係	文書	文書管理システム				
	内部情報	グループウェア				
	財務	予算編成				
		予算執行				
		決算処理				
		決算統計				
備品管理						
福祉関係	福祉医療	重度障害者医療費助成				
	母子医療	母子医療				
	高齢・障害	支援費システム				
	福祉	児童手当勘定業務関連				
	国民年金	被保険者情報照会システム				
	国保・老人保健	総合情報ネットワーク				
	国保	国保オンライン				
保健関係	健康管理	成人健康診査				
		母子健康手帳				
		乳幼児健康診査				
		予防接種				

大 分 類	中 分 類	小 分 類	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	具体的調整内容
	議会	議会議事録検索システム				
	消防	退職報償金システム				
	地籍調査	地籍調査支援システム				
	狂犬病予防	畜犬登録管理				
	公共工事設計積算（下水道）	公共工事設計積算				
	工事設計積算	工事設計積算				
	下水道	下水道使用料				
	農家台帳	農家台帳				
	水田管理	水田管理情報システム				
	図書館	蔵書管理				
	公共施設予約	施設予約				

3. 情報基盤の整備状況

調
整
内
容

町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
現庁舎内LAN	有	有	有	情報基盤の整備については、地域情報化の推進・住民サービスの提供等への課題に対応できる環境整備を図る。
接続の内容	UTP カテゴリー5 100BASE-TX	UTP カテゴリー5 100BASE-TX	UTP カテゴリー5 100BASE-TX	
通信速度	100Mbps	100Mbps	100Mbps	
庁舎外施設との接続	有	有	有	
接続の内容	NTT INS網	自設光ファイバーケーブル、	自設光ファイバーケーブル、	
通信速度	64Kbps	100Mbps	100Mbps	
接続施設名	保健センター、体育センター、風の 子保育園、中学校、小学校	公民館、保健センター、総合体育セ ンター、南花園、デイケアセンター、 板部保育所、江口保育所、B&G海 洋センター、中学校、小学校	保健センター、農村改善センター、 体育館、中学校、西小学校、東小学 校、給食センター、ちくし保育園、 いずみ保育園	
インターネット 接続方法	NTT ADSL 8Mbps	QTN et デジタル専用線 128Kbps	QTN et デジタル専用線 128Kbps	
サーバー機器設置台数	1台	8台	9台	
	財務会計サーバー	グループウェアサーバー、 文書管理サーバー ファイルサーバー ホームページサーバー他	グループウェアサーバー、 文書管理サーバー ファイルサーバー ホームページサーバー他	
端末パソコン設置台数	24台	90台	87台	
住民情報端末設置状況	4台	11台	4台	
	庁舎2台、風の館、中学校、小学校	庁舎、公民館、保健センター、総合 体育センター、南花園、デイケアセ ンター、板部保育所、江口保育所、 B&G海洋センター、中学校、小学 校	庁舎2台、改善センター、 保健センター	
メールアカウント取得状況	庁舎代表、教育委員会代表	代表1、職員毎	係毎、職員毎	

協議第18号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提出する。

平成16年1月30日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之


慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 町章、町旗、シンボルマーク、町民憲章、町花、町木及び町歌については新町において制定する。
- (2) 各種宣言等については、新町において調整する。
- (3) 表彰制度及び名誉町民制度については、新町において調整する。

平成16年2月27日

確認

協定項目	慣行の取扱いについて			関係項目	
調整の方針	慣行の取扱いについては、次のとおり調整する。				
調整内容	(1) 町章、町旗、シンボルマーク、町民憲章、町花、町木、町歌				
		中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
	町章	 (昭和53年6月20日制定)	 (昭和40年4月27日制定)	 (昭和36年4月1日制定)	町章、町旗、シンボルマーク、町民憲章、町花、町木及び町歌については、新町において制定する。
	制定理由	中原町の「な」の字の円の部分を強調し、町の融和のイメージと、町発展を象徴する動勢を組み合わせたもので、ひろく町民の利用を願うものである。	北茂安町の「き」を円形に図案化し、本町の融和と発展を象徴したものであり、町民のはい用に供する。	三根町の「み」を円形に図案化し、三根町の融和と円満な発展をシンボルしたものである。	
	町旗		 (平成5年10月1日制定)		
	シンボルマーク	 (平成8年10月1日制定)	 (平成5年10月1日制定)	 (平成7年4月13日制定)	
	選定方法	公募によって、町で制定。	公募によって、町で制定。	公募によって、町で制定。	
	町民憲章	制定なし	昭和58年1月1日制定	昭和60年5月3日制定	
	町花 町木	町花：さくら 町木：はぜ (昭和61年3月28日制定)	町花：水仙 町木：キンモクセイ (昭和61年4月1日制定)	町花：カンナ 町木：モチの木 (昭和60年10月28日制定)	
	町歌	制定なし	北茂安町音頭 (昭和51年10月10日制定)	制定なし	

調 整 内 容	(2) 各種宣言等				
		中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
	交通安全町の宣言		昭和40年4月 決議	昭和42年6月 決議	各種宣言等については、新町において調整する。
	非核平和の町宣言	平成13年6月 決議	同左	同左	
	ゆとり宣言	平成2年6月 決議	平成3年6月 決議		
	福祉のまちづくり宣言	平成8年3月 決議	平成7年3月 決議		
	健康のまち宣言	昭和57年6月 決議			
	暴力追放の宣言	平成6年6月 決議	同左	同左	
	暴走族追放・飲酒運転追放の宣言		平成6年6月 決議		
シートベルト着用推進に関する決議	昭和59年12月 決議	平成6年6月 決議	昭和59年12月 決議		

(3) 表彰制度及び名誉町民制度				
	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	具体的調整内容
調 整 内 容	<p>中原町表彰条例(昭和53年9月27日)</p> <p>表彰区分 ・功労表彰、功績表彰、善行表彰</p> <p>選考基準 ・功労表彰</p> <p>町長の職にあって8年以上在職した者 町議会議員にあって12年以上在職した者 任命について議会の同意を得て選任される各種委員 並びに助役及び収入役の職にあって12年以上在職した者 区長、消防団長、農業委員、民生委員及び交通指導員 であって12年以上在職した者 町の職員その他これに準ずる者であって25年在職し、誠実勤勉に職務に精励した者</p> <p>・功績表彰</p> <p>区長、消防団長及び交通指導員であって6年以上在職した者 この町の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その功績顕著な者 町の公益のため50万以上の金品を寄付した者 一般の町民の模範になるような功績をした者</p> <p>表彰内容 表彰状(金品を贈呈) 表彰は11月3日 特典、待遇 特になし</p>	<p>北茂安町表彰条例(平成10年3月25日)</p> <p>表彰区分 ・功労表彰、一般表彰</p> <p>選考基準 ・功労表彰</p> <p>町長の職にあって8年以上在職した者 町議会議員の職にあって12年以上在職した者 任命について議会の同意を得て選任される職にあって10年以上在職した者 非常勤特別職及び民生委員職にあって10年以上在職した者 町の職員であって20年以上在職し、誠実勤勉に職務に精励した者</p> <p>・一般表彰</p> <p>町の発展に寄与し、又は多年教育、産業、文化、体育、福祉、社会その他公益に関する事業に貢献し、その業績が顕著な者 その他、特に表彰することを適当と認める者 前項の規定は、団体に対してこれを準用する。</p> <p>・感謝状</p> <p>町の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その成績顕著な者 町の公益のため100万円以上の金品を寄付した者 人命救助、災害防止その他善行を行った者でその行為が広く町民の模範と認められる者</p> <p>表彰内容 表彰状(記念品を贈る) 表彰は11月第1日曜日、職員表彰は1月4日(休日の場合はその翌日) 特典、待遇 特になし</p>	<p>三根町表彰規則(昭和30年11月2日)</p> <p>表彰区分 ・功労表彰、善行表彰</p> <p>選考基準 ・功労表彰</p> <p>町議会議員の職にあって12年以上在職した者 任命について議会の同意を得て選任される各種委員の職にあって12年以上在職した者 消防団長、農業委員、民生委員、区長、交通指導員及び青少年健全育成指導員の職にあって12年以上在職した者 町の職員その他これに準ずる者であって、20年以上在職し誠実勤勉に職務に精励した者</p> <p>・善行表彰</p> <p>町の発展に寄与し、又は多年教育、産業、文化、社会その他公益に関する事業に貢献し、その業績が顕著な者 人命救助、災害防止その他善行を行った者でその行為が広く町民の模範となると認められる者 町の公益のため50万以上の金品を寄付した者</p> <p>・感謝状</p> <p>功労表彰 在職6年以上12年未満の退職者及び20万以上50万未満の金品の寄付者に、感謝状を贈ることができる。</p> <p>表彰内容 表彰状(記念品を贈る。) 表彰は11月第1又は第2日曜日 特典、待遇 特になし</p>	<p>表彰制度及び名誉町民制度については、新町において調整する。</p>

調整内容		中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	具体的調整内容
	表 彰 条 例		<p>北茂安町民栄誉賞等表彰条例(平成8年8月9日)</p> <p>選考基準 広く町民に敬愛され、町民に希望と活力を与える顕著な功績があった者。</p> <p>選考方法 町長が選考基準 に照らして表彰することを適当と認めるものに行う。</p> <p>表彰内容 表彰状と記念品を贈呈 特典、待遇 特になし</p>		表彰制度及び名誉町民制度については、新町において調整する。
名 誉 町 民 条 例			<p>北茂安町名誉町民条例(昭和44年1月18日)</p> <p>選考基準 町民又は本町に縁故の深い者で公共の福祉を増進し、又は文化の進展に寄与し、もってひろく社会の進歩発展に貢献し、町民の尊敬の的と仰がれる者。</p> <p>選考方法 名誉町民は、町長が町議会の同意を得て決定する。</p> <p>表彰内容 表彰状、名誉町民章、記念品(表彰金)を贈呈 公表 名誉町民の業績は、その概要を公示するとともに町報に登載し、これを顕彰する。</p> <p>特典、待遇 町の公の式典への参列 町の施設の使用に対する便宜の供与 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 その他町長が適当又は必要と認める待遇</p>		

協議第19号

社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会の取扱いについて提出する。

平成16年1月30日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 社会福祉協議会については、3町の社会福祉協議会の事情を尊重しながら統合を支援する。
- (2) 事業委託等については、新町において調整する。

平成16年2月27日

確認

佐賀東部合併協議会 協議事項調整内容

協議第19号資料 (第12回協議会 [平成16年 1月30日] 提出)
[平成16年 2月27日] 確認)

協定項目	社会福祉協議会の取扱いについて			関係項目																																																							
調整の方針	社会福祉協議会の取扱いについては、次のとおり調整する。																																																										
調 整 内 容	1. 社会福祉協議会																																																										
	町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容 社会福祉協議会については、3町の社会福祉協議会の事情を尊重しながら統合を支援する。																																																						
	項目																																																										
	設立年月日	昭和43年3月29日	昭和59年12月6日	平成3年3月8日																																																							
	代表者	未安伸之	赤司久人	今井 学																																																							
	評議員の数	37名	31名	24名																																																							
	理事の数	12名	10名	11名																																																							
	監事の数	2名	2名	2名																																																							
	職員数	<table border="1"> <tr><th>種別</th><th>職員</th><th>嘱託臨時</th></tr> <tr><td>事務局</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr><td>施設管理運営</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>介護保険事業</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の職員</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr><td>計</td><td>3</td><td>3</td></tr> </table> その他の職員...運転手・ボランティアコーディネーター	種別	職員		嘱託臨時	事務局	3	0	施設管理運営	0	1	介護保険事業			その他の職員	0	2	計	3	3	<table border="1"> <tr><th>種別</th><th>職員</th><th>嘱託臨時</th></tr> <tr><td>事務局</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr><td>施設管理運営</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>介護保険事業</td><td>7</td><td>18</td></tr> <tr><td>その他の職員</td><td>2</td><td>5</td></tr> <tr><td>計</td><td>12</td><td>23</td></tr> </table> その他の職員...ケアマネジャー・配食サービス	種別	職員	嘱託臨時	事務局	3	0	施設管理運営			介護保険事業	7	18	その他の職員	2	5	計	12	23	<table border="1"> <tr><th>種別</th><th>職員</th><th>嘱託臨時</th></tr> <tr><td>事務局</td><td>3</td><td>0</td></tr> <tr><td>施設管理運営</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>介護保険事業</td><td>0</td><td>8</td></tr> <tr><td>その他の職員</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>計</td><td>3</td><td>9</td></tr> </table> その他の職員...運転手	種別	職員	嘱託臨時	事務局	3	0	施設管理運営			介護保険事業	0	8	その他の職員	0	1	計	3	9
	種別	職員	嘱託臨時																																																								
事務局	3	0																																																									
施設管理運営	0	1																																																									
介護保険事業																																																											
その他の職員	0	2																																																									
計	3	3																																																									
種別	職員	嘱託臨時																																																									
事務局	3	0																																																									
施設管理運営																																																											
介護保険事業	7	18																																																									
その他の職員	2	5																																																									
計	12	23																																																									
種別	職員	嘱託臨時																																																									
事務局	3	0																																																									
施設管理運営																																																											
介護保険事業	0	8																																																									
その他の職員	0	1																																																									
計	3	9																																																									
事務所の位置	中原町大字原古賀1200-1 (中原町老人福祉センター内)	北茂安町大字東尾644	三根町大字西島1307-1																																																								
町補助金の額(15年度予算)	13,634千円	18,651千円	13,691千円																																																								

2. 委託事業

町名 項目	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容			
事業委託料 (平成15年度予算)	9,587千円	37,077千円	2,469千円				
事業名	福祉センター運営委託	4,992千円	配食サービス事業	22,416千円	生きがい健康づくり事業	60千円	新町において調整する。
	福祉バス事業	1,229千円	生活管理指導員派遣事業	450千円	配食サービス事業	1,014千円	
	地域子育て相互支援事業	3,366千円	生きがい活動支援通所事業	2,312千円	家族介護支援事業	54千円	
			在宅介護支援事業	11,899千円	軽度生活支援事業	1,248千円	
					地域住民支援事業	93千円	

【参考】 社会福祉法

(市町村社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

協議第20号

都市計画の取扱いについて

都市計画の取扱いについて提出する。

平成16年1月30日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

都市計画の取扱いについて

都市計画の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 現在の都市計画区域は新町に引き継ぎ、新町において基礎調査を行ない、3年から5年をめぐりに都市計画区域について調整を行なう。
- (2) 現在の都市公園については、新町に引き継ぐ。
- (3) 都市計画審議会については、新町において新たに設置する。
- (4) 市町村都市計画マスタープランについては、新町において策定する。

平成16年2月27日

確認

協定項目	都市計画の取扱いについて	関係項目	
調整の方針	都市計画の取扱いについては、次のとおり調整する。		

調整内容

1. 都市計画の決定の状況

	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
都市計画区域		全域		現在の都市計画区域は新町に引き継ぎ、新町において基礎調査を行ない、3年から5年をめぐりに都市計画区域について調整を行なう。
区域区分		無		
区域内人口 (平成12年国調)		11,482人		
面積		16.62 km ²		

2. 都市公園

	種類	箇所数	面積(ha)	目的	具体的調整内容
中原町	地区公園	1	5.9	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	現在の都市公園については、新町に引き継ぐ。

3. 都市計画審議会

	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
委員構成		10人 識見を有するもの 6人 町議会の議員 4人		都市計画審議会については、新町において新たに設置する。
任期		3年		

4. 市町村都市計画マスタープラン

中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
	無 (現在佐賀県において北茂安都市計画区域マスタープラン作成手続き中)		市町村都市計画マスタープランについては、新町において策定する。



【別紙資料】・・・協議第20号用

1. 都市計画区域マスタープランと市町村都市計画マスタープラン

都市計画は、都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目途として必要なものを一体的、総合的に定めるものであり、都市計画区域ごとに都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針をマスタープランとしてあらかじめ明示し、それに即して具体の都市計画が定められる体系とすることがわかりやすく、また、このマスタープランの作成に当たり住民等の意見を反映させることにより、具体の都市計画を定める際の合意形成が図りやすくなるものと考えられる。

1) 都市計画区域マスタープラン

正式には、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という。都市計画マスタープランは、人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来の町をどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。具体的には以下のような内容を定める。

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び当該区分を決めるときはその方針。
- ③ ②の他、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

※ 現在佐賀県において北茂安都市計画区域マスタープランの作成手続き中。

2) 市町村都市計画マスタープラン

正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」という。市町村都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。

また、市町村都市計画マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即したものとなっている。

2. 市街化区域等の区域区分を設けた趣旨

高度成長期における人口、産業等の急激な都市集中は、都市の過密化をもたらすと同時に、都市の郊外への無秩序な拡散を招き、道路、下水道のような必要最低限の施設さえ備えないような劣悪な市街地を形成し、公共施設に対する非効率な投資や追従的な投資が余儀なくされた。

従って、このようなスプロールの弊害を除き、都市の健全で秩序ある発展を図るためには、当該都市の発展の動向等を勘案し、市街地として積極的に整備する区域と当分の間市街化を抑制する区域とを区分（区域区分）し、無秩序な市街化を防止することが必要であった。

※ 市街化区域と市街化調整区域の区域区分制度は、これまで法律本則において、都市計画区域は全て区域区分を行うものとしつつ、附則で、当分の間、大都市等政令で定めた都市計画区域のみ制度の対象とし、区域区分を行うかどうかは、国が定める仕組みであったが、平成12年度都市計画法改正により、区域区分をするか否かを、都市計画区域を定めた都道府県が、地域の実情を踏まえて、都市計画区域のマスタープランの中で判断する仕組みとなった。

3. 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画と開発許可の関係

都市計画法では、都市計画区域を、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としての市街化区域と当面市街化を抑制する区域としての市街化調整区域に区分できることとして、段階的かつ計画的に市街化を図ることとしているものである。

そして、このような市街化区域及び市街化調整区域の制度を担保するものとして創設されたのが開発許可制度である。

すなわち、市街化区域及び市街化調整区域において、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）を都道府県知事の許可に係らしめ、開発行為に対して一定の水準を保たせるとともに、市街化調整区域にあつては計画的市街化を図る上で支障のない一定の例外的なものを除き開発行為を行わせないこととして、市街化区域及び市街化調整区域の制度を裏付けている。

↓

- 「すでに市街地を形成している区域」とは、集団農地以外の区域及びこれらの既成市街地に接続して現に市街化しつつある土地の区域である。（令8条①、規則8条）

なお、国勢調査区又はおおむね20～30haの土地の区域を標準の単位として区域を設定することが望ましい。（都市計画運用指針）

- 「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とは、既成市街地の周辺部及び新市街地をいう。（都市計画運用指針）

どの土地利用規制について都市計画に定めることができる。（法8）

協議第21号

平成16年度佐賀東部合併協議会事業

計画(案)について

平成16年度佐賀東部合併協議会事業計画(案)について提出する。

平成16年2月27日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

平成16年2月27日

承認

平成16年度 佐賀東部合併協議会事業計画（案）について

事業項目	事業内容
1 合併協議会	<p>合併協議会会議の開催 協議会は、7月まで毎月開催し引続き協議する。以降、必要に応じ随時に開催する。</p> <p>小委員会会議の開催 小委員会は、付託された事項について引続き協議する。</p> <p>委員研修の開催 市町村合併についての現状や課題を確認するとともに、合併について認識を深めるため実施する。</p>
2 事務事業の調整	事務事業現況調査を踏まえた、協議項目に係る事務事業の調整。
3 新町の建設計画策定	平成15年度に引き続き、新しいまちづくりのビジョンである新町建設計画を策定する。
4 広報活動	<p>合併協議会だよりの発行 住民への情報提供の一環として、協議会の会議の内容を分かりやすく伝えるため、合併協議会だよりを3町全世帯に配布する。</p> <p>ホームページ 合併協議会ホームページを活用し、協議会の会議の内容や会議資料を掲載し、情報の提供を行う。</p>
	(各町議会の議決等) 平成16年8月合併協定書の調印、9月議会で議決
5 合併協議会の廃止	平成17年2月末日での廃止予定

協議第22号

平成16年度佐賀東部合併協議会予算(案)

について

平成16年度佐賀東部合併協議会予算(案)について提出する。

平成16年2月27日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

平成16年2月27日

承認

平成16年度佐賀東部合併協議会会計予算(案)

平成16年度佐賀東部合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,430 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成16年2月27日

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

款	項	金額
1 負担金		9,000
	1 負担金	9,000
2 県支出金		10,000
	1 県補助金	10,000
3 繰越金		7,428
	1 繰越金	7,428
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		26,430

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
1 会議費		2,993
	1 会議費	2,993
2 事業費		9,511
	1 事業費	9,511
3 総務費		13,820
	1 総務管理費	13,820
4 予備費		106
	1 予備費	106
歳出合計		26,430

平成16年度 佐賀東部合併協議会予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	9,000	32,000	23,000
2 県支出金	10,000	10,000	0
3 繰越金	7,428	1	7,427
4 諸収入	2	2	0
歳入合計	26,430	42,003	15,573

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				県支出金	その他	
1 会議費	2,993	4,506	1,513	1,000		1,993
2 事業費	9,511	22,083	12,572	6,900		2,611
3 総務費	13,820	15,348	1,528	2,100		11,720
4 予備費	106	66	40			106
歳出合計	26,430	42,003	15,573	10,000	0	16,430

2 歳入

款 1 負担金

項 1 負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	9,000	32,000	23,000	1 負担金	9,000	合併協議会負担金 均等割 3,000 千円 × 3町
計	9,000	32,000	23,000			

款 2 県支出金

項 1 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	10,000	10,000	0	1 県補助金	10,000	市町村合併協議会支援補助金
計	10,000	10,000	0			

款 3 繰越金

項 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	7,428	1	7,427	1 繰越金	7,428	前年度繰越金
計	7,428	1	7,427			

款 4 諸収入

項 1 預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 預金利子	1	1	0	1 預金利子	1	
計	1	1	0			

款 4 諸収入

項 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	1	1	0	1 雑入	1	
計	1	1	0			

3 歳 出

款 1 会議費

項 1 会議費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区 分	金 額	
				県支出金	その他				
1 会議費	2,993	4,506	1,513	1,000	0	1,993	1 報酬	761	委員報酬 761
							11 需用費	197	消耗品費 100 食糧費 97
							13 委託料	2,035	議事録作成業務 2,035
計	2,993	4,506	1,513	1,000	0	1,993			

款 2 事業費

項 1 事業費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区 分	金 額	
				県支出金	その他				
1 調査費	2,791	8,072	5,281	900	0	1,891	9 旅費	1,166	委員研修旅費 1,166
							13 委託料	1,625	新町建設計画策定業務 1,100 例規整備業務 525
2 広報啓発費	6,720	14,011	7,291	6,000	0	720	8 報償費	110	名称募集懸賞 110
							11 需用費	3,481	印刷製本費 3,481
							13 委託料	3,129	ホームページ運営業務 530 広報紙等配布業務 2,599
計	9,511	22,083	12,572	6,900	0	2,611			

款 3 総務費

項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				県支出金	その他				
1 事務局費	13,820	15,348	1,528	2,100	0	11,720	9 旅費	262	職員普通旅費 50 職員研修旅費 212
							11 需用費	2,449	消耗品費 1,014 食糧費 30 燃料費 76 印刷製本費 1,329
							12 役務費	428	電話料 286 プロバイダー利用料 122 郵便料 20
							14 使用料 及び賃借料	7,531	コピー機リース料 668 公用車リース料 1,487 電話機リース料 261 パソコン関連リース料 3,772 事務機器リース料 593 事務室使用料 700 道路使用料 50
							19 負担金補 助及び交付金	3,150	事務費負担金 3,150
							計	13,820	15,348

款 4 予備費

項 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				県支出金	その他				
1 予備費	106	66	40	0	0	106			
計	106	66	40	0	0	106			

協議第23号

保健の取扱いについて

保健の取扱いについて提出する。

平成16年2月27日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

保健の取扱いについて

保健事業等については、次のとおり調整する。

- (1) 現在3町にある保健センターは、新町に引き継ぐ。
- (2) 地域保健計画については、新町において策定する。
- (3) 救急医療制度については、現行を基本として実施する。
- (4) 母子保健事業
母子健康診査については、現行を基本として実施する。
ただし、実施方法等については合併までに調整する。
乳幼児医療費助成については、現行を基本として実施する。

- (5) 成人保健事業
成人健康診査については、現行を基本に合併までに調整する。
- (6) その他の事業
結核予防については、現行を基本として実施する。
ただし、実施方法等については合併までに調整する。
予防接種については、現行を基本として実施する。
ただし、実施方法等については合併までに調整する。
母子保健推進員協議会については、新町において新たに設置する。
3町の食生活改善推進協議会については、統合を支援する。

平成16年2月27日

提出

協定項目	保健の取扱い			関係項目	
調整の方針	保健事業等については、次のとおり調整する。				
調 整 内 容	1. 保健センター				
	町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容 現在3町にある保健センターは、新町に引き継ぐ。
	項目				
	建築年度	昭和58年度	平成8年度	平成7年度	
	床面積	583.00㎡	1190.34㎡	759.49㎡	
	利用者数 (14年度実績)	17,216人	20,885人	12,050人	
	2. 地域保健計画				
	町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容 地域保健計画については、新町において策定する。
	地域保健計画	「健康と福祉の町づくり」計画 (平成15年度策定)	北茂安町健康プラン「ふれあいスマイル北茂安」 (平成15年度策定)	三根町総合計画の中で健康プランを位置づけている	
	3. 救急医療制度				
町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容 救急医療制度については、現行を基本として実施する。	
救急医療体制	在宅当番医制 (休日における急病者の医療確保のため三養基西部4町で鳥栖三養基医師会に委託)	同左	同左		

4. 母子保健事業

(1) 母子健康診査

町名 項目	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
妊婦健康診査	一般 前期 63件 後期 61件 超音波 4件	一般 前期 87件 後期 88件 超音波 7件	一般 前期 37件 後期 45件 超音波 6件	母子健康診査については、現行を基本として実施する。 ただし、実施方法等については合併までに調整する。
	14年度決算額 841千円	14年度決算額 1,134千円	14年度決算額 543千円	
乳児健康診査	4ヶ月、7ヶ月、1歳児対象 年間実施回数 12回 延受診者数 255人 医療機関委託(個別健診) 受診票 一人1枚交付	4ヶ月、7ヶ月、10ヶ月児対象 年間実施回数 12回 延受診者数 279人 医療機関委託(個別健診) 受診票 一人1枚交付	4~5ヶ月、8~9ヶ月児対象 年間実施回数 6回 延受診者数 141人 医療機関委託(個別健診) 受診票 一人1枚交付	
	14年度決算額 967千円	14年度決算額 1,020千円	14年度決算額 473千円	
1歳6ヶ月児健康診査	1歳6ヶ月~8ヶ月未満児を対象に実施 一般健康診査受診者数 81人 歯科診査受診者数 81人 年間実施回数 4回	1歳6ヶ月~8ヶ月未満児を対象に実施 一般健康診査受診者数 72人 歯科診査受診者数 72人 年間実施回数 4回	1歳6ヶ月~9ヶ月未満児を対象に実施 一般健康診査受診者数 52人 歯科診査受診者数 52人 年間実施回数 3回	
	14年度決算額 417千円	14年度決算額 566千円	14年度決算額 248千円	

調
整
内
容

町名 項目	中原町		北茂安町		三根町		具体的調整内容
	3歳児健康診査	3歳6ヶ月～4歳未満児を対象に実施 一般健康診査受診者数 69人 歯科検診受診者数 69人 耳鼻科診察受診者数 未実施 チンパノメトリー 31人 年間実施回数 4回	3歳6ヶ月～3歳8ヶ月児を対象に実施 一般健康診査受診者数 72人 歯科検診受診者数 72人 耳鼻科診察受診者数 72人 チンパノメトリー 72人 年間実施回数 4回	3歳6ヶ月～4歳未満児を対象に実施 一般健康診査受診者数 68人 歯科検診受診者数 68人 耳鼻科診察受診者数 未実施 チンパノメトリー 31人 年間実施回数 3回	母子健康診査については、現行を基本として実施する。 ただし、実施方法等については合併までに調整する。		
	14年度決算額 414千円	14年度決算額 566千円	14年度決算額 273千円				

調整内容

(2) 乳幼児医療費助成

町名 項目	中原町		北茂安町		三根町		具体的調整内容
	事業内容	対象者 3歳未満の乳幼児 助成者数 236人 助成内容 保険医療機関等で保険給付を受けた場合、一部負担金に相当する額に対し助成	対象者 同左 助成者数 253人 助成内容 同左	対象者 同左 助成者数 164人 助成内容 同左	乳幼児医療費助成については、現行を基本として実施する。		
助成延べ件数 (14年度実績)	4,372件	4,561件	3,104件				
医療費助成金額 (14年度決算額)	13,017千円	15,998千円	8,540千円				

5. 成人保健事業

成人健康診査

項 目	町 名		中 原 町		北茂安町		三 根 町		具体的調整内容
	検 診 内 容	対象者	実 績	個人負担	実 績	個人負担	実 績	個人負担	
基本健康診査	30～39歳の人				103人	1,000円			成人健康診査については、現行を基本に合併までに調整する。
	40歳以上の人	928人	1,300円	1,212人	1,000円	914人	1,300円		
肝疾患検診 (基本健康診査時に実施)	30～39歳の人			95人	無料				
	40歳以上の人	245人	無料	530人	無料	222人	無料		
胃がん検診	40歳以上の人	310人	1,000円	659人	900円	376人	900円		
子宮がん検診(頸部)	30歳以上の女性	264人	700円	533人	600円	298人	600円		
〃(頸部+体部)	50歳以上の女性			5人	1,200円	0人	1,200円		
乳がん検診(触診)	30歳以上の女性	295人	300円	359人	300円	319人	300円		
〃(触診+マンモグラフィ)	50歳以上の女性			235人	900円				
肺がん検診(読影)	40歳以上の人	705人	200円	1,261人	200円	621人	200円		
〃(読影+喀痰)	40歳以上の人	127人	700円	122人	700円	75人	700円		
大腸がん検診	40歳以上の人	404人	500円	787人	500円	552人	500円		
前立腺がん検診	50歳以上の男性			273人	600円				

14年度決算額	9,221千円	14,210千円	8,531千円	
---------	---------	----------	---------	--

調
整
内
容

6. その他の事業

(1) 結核予防

項目	町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
エックス線検査(間接撮影・直接撮影)		1,191人	1,417人	1,222人	結核予防については、現行を基本として実施する。 ただし、実施方法等については合併までに調整する。
ツベルクリン反応検査		90人	91人	57人	
B C G 接種		73人	86人	55人	
14年度決算額		1,112千円	1,485千円	1,083千円	

(2) 予防接種

項目	町名	対象者	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
ポリオ		生後3月～90月未満	158人	148人	84人	予防接種については、現行を基本として実施する。 ただし、実施方法等については合併までに調整する。
三種混合		生後3月～90月未満	308人	408人	227人	
二種混合		11～12歳	90人	93人	75人	
麻疹		生後12月～90月未満	85人	81人	51人	
風疹		生後12月～90月未満	76人	109人	56人	
日本脳炎		生後6月～90月未満・9～13歳・14～15歳	397人	460人	378人	
インフルエンザ		65歳以上 60歳～64歳で特定の重度障害を有する者	456人	931人	656人	
14年度決算額			5,063千円	7,897千円	4,510千円	

調整内容

(3) 母子保健推進員協議会

町名 項目	中 原 町	北茂安町	三 根 町	具体的調整内容
内 容	乳幼児の保健向上のため、身近な相談相手として、母子保健推進員による妊産婦・乳幼児の家庭訪問相談及び健診援助、推進員の資質向上を図るための研修会を実施し、地域で安心して子育てできるよう支援する。	同 左	同 左	母子保健推進員協議会については、新町において新たに設置する。
推 進 員 数	7人	19人	12人	
1 4 年 度 決 算 額	207千円	546千円	151千円	

(4) 食生活改善推進協議会

町名 項目	中 原 町	北茂安町	三 根 町	具体的調整内容
内 容	住民の健康づくりと体力増強を図るため、地区組織活動を通して、食生活の啓蒙、地区伝達講習、世代間交流等を行う。 また乳児健診等の離乳食作りの手伝い等を行う。	同 左	同 左	3町の食生活改善推進協議会については、統合を支援する。
会 員 数	34人	74人	42人	
1 4 年 度 決 算 額	450千円	350千円	300千円	

協議第24号

学校教育の取扱いについて

学校教育の取扱いについて提出する。

平成16年2月27日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

学校教育の取扱いについて

学校教育の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 私立幼稚園運営費補助事業については、新町において調整する。
- (2) 小学校及び中学校の通学区域については、原則として現行のとおりとする。
- (3) 海外研修事業については、合併までに調整する。
- (4) 児童生徒の登下校時の安全保安対策については、地域の経緯と状況を踏まえ新町においても継続して実施する。
ただし、実施方法については、合併までに調整する。

平成16年2月27日

提出

佐賀東部合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	学校教育の取扱いについて	関係項目	
調整の方針	学校教育の取扱いについては、次のとおり調整する。		

調
整
内
容

1. 私立幼稚園運営費補助事業(平成15年5月1日現在)

区分	町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
目的			私立幼稚園の保育の振興を図るため、運営に要する経費の一部を補助する。	幼稚園の振興と教育の内容の充実に要する経費に対して補助金を交付する。	私立幼稚園運営費補助事業については、新町において調整する。
幼稚園数		1園	2園	3園	
職員数		5人	10人	15人	
園児数		64人	130人	107人	
補助金の内訳			運営費補助 ぎょう虫駆除補助	事業、運営費補助	
補助額 (平成14年度実績)			233,463円	300,000円	

2. 通学区域の現況(平成15年5月1日現在)

区分	町名	小学校			中学校			具体的調整内容
		小学校名	児童数(人)	通学区域	中学校名	生徒数(人)	通学区域	
中原町	中原小学校	476	町内全域	中原中学校	265	町内全域	小学校及び中学校の通学区域については、原則として現行のとおりとする。	
北茂安町	北茂安小学校	542	町内全域	北茂安中学校	318	町内全域		
三根町	三根東小学校	203	東分・西分・本分・田島・田中・坂口・浜田・納江・土井外・土井内・持丸・南島	三根中学校	219	町内全域		
	三根西小学校	248	江見・新町・市武・六田・大坂間・和泉・新村・直代・続命院・南里ケ里・東津・松枝・向島					

調 整 内 容	3. 海外研修事業				
	区 分	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	具体的調整内容
	目 的		人材育成の一つとして、意欲を持って積極的に活動する中学生を目指して、海外での体験学習や国際交流を図る。	国際化の進む中、中学生に海外生活を体験させ、国際感覚を養うと共に、語学力の向上、視野の拡大など21世紀の郷土を担う、たくましい人材を育成する。	海外研修事業については、合併までに調整する。
	対 象 者		中学2年生	中学2年生	
	募 集 枠 (研 修 者 数)		15人 (15人)	8人 (4人)	
	研 修 先		アメリカ	アメリカ	
	1人当りの対象経費		(平成12年度) 159,000円	(平成14年度) 448,000円	
	個 人 負 担 割		10分の1	3分の2	
総 事 業 費		(平成12年度) 3,236,750円	(平成14年度) 596,000円		
4. 児童生徒の登下校時の安全保安対策					
区 分	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	具体的調整内容	
趣 旨		・下校時の保安警備補助事業 犯罪を未然に防止し、児童生徒の生命、身体を保護するために下校時に保安警備を行なう団体に対し補助金を交付する。		児童生徒の登下校時の安全保安対策については、地域の経緯と状況を踏まえ新町においても継続して実施する。 ただし、実施方法については、合併までに調整する。	
補 助 の 基 準	集団登下校 防犯ベル対策	週2日以上の保安警備を行なう団体。 保安警備会社等へ保安警備料を支払う団体。	集団登下校 防犯ベル対策		
補 助 率		警備会社等への支払いの3分の2。			
補 助 額		(平成14年度決算額) 686,000円			
支 給 団 体		1団体(白石区)			

学校給食の取扱いについて

学校給食の取扱いについて提出する。

平成16年2月27日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

学校給食の取扱いについて

学校給食の取扱いについては、次のとおり調整する。

- (1) 小・中学校の給食の方式については、現行のまま新町に移行する。
- (2) 完全給食を実施していない中学校については、実施に向けて新町において検討する。
- (3) 給食費については、統一化に向けて新町において調整する。
- (4) 給食運営委員会等については、新町において調整する。

平成16年2月27日

提出

佐賀東部合併協議会 協議事項調整内容

協議第25号資料 (第13回協議会 [平成16年 2月27日] 提出)
(第 回協議会 [平成 年 月 日] 確認)

協 定 項 目	学校給食の取扱いについて	関係項目	
---------	--------------	------	--

調 整 の 方 針 学校給食の取扱いについては、次のとおり調整する。

項 目	町 名		北 茂 安 町		三 根 町		具 体 的 調 整 内 容		
	中 原 町		小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校			
小・中学校の別	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	(1)小・中学校の給食の方式については、現行のまま新町に移行する。		
給食の実施状況	実施	なし	実施	実施	実施	実施			
運営方式等	自校方式	-	自校方式	自校方式	センター方式	センター方式			
施設数	自校1校	-	自校1校	自校1校	給食センター 1ヶ所				
年間供給日数 (H15年度)	188日	-	190日	192日	188日	188日			
米飯給食日数 (H15年度)	週3日	-	週3日	週3日	週4日	週4日			
一日当供給量 (H15.12.1)	513食	-	581食	350食	487食	238食			
給食費	金額(年額) (H15年度)	44,000円	(牛乳のみ) 5,720円	40,700円	48,000円	1年生 43,170円 2年生以上 44,340円		53,550円	(2)完全給食を実施していない中学校については、実施に向けて新町において検討する。
	会計処理方法	私会計	私会計	私会計	私会計	私会計			
職 員 等 (H15.4.1)	職員数	5名	-	5名	3名	8名		(3)給食費については、統一化に向けて新町において調整する。	
	栄養士	1名(県費)	-	1名(県費)	小学校と兼務	1名(県費)			
	調理員	職員 4名 嘱託・臨時 なし	-	職員 4名 嘱託・臨時 なし	職員 3名 嘱託・臨時 なし	職員 3名 嘱託・臨時 3名			
	運転手	なし	-	なし	なし	1名			
	事務員	なし	-	なし	なし	運転手と兼務			
運営経費等 (H14年度決算額)	24,923千円	272千円	23,522千円	17,955千円	33,521千円				
共同処理	なし	なし	なし	なし	小・中学校共同処理				
給食運営委員会等	組 織 名	P T A 運営委員会	なし	P T A 運営委員会	P T A 代議員会	三根町学校給食センター運営委員会		(4)給食運営委員会等については、新町において調整する。	
	構 成	議 会 代 表	-	-	-	-	2名		
		役 場 代 表	-	-	-	-	1名		
		学 校 代 表	-	-	-	-	3名		
		P T A (育 友 会) 代 表	58名	-	20名	58名	3名		
		学 校 医 代 表	-	-	-	-	1名		
		学 校 薬 剤 師 代 表	-	-	-	-	1名		
		母 親 代 表	-	-	-	-	3名		
合 計	58名	-	20名	58名	14名				

協議第26号

社会教育・社会体育の取扱いについて

社会教育・社会体育の取扱いについて提出する。

平成16年2月27日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

社会教育・社会体育の取扱いについて

社会教育・社会体育の取扱いについては、次のとおり調整する。

(1) 社会教育委員については、新町において新たに設置する。委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。

(2) 社会教育指導員については、新町において新たに設置する。

(3) 公民館については、次のとおりとする。

中原町中央公民館、北茂安町公民館及び三根町農村環境改善センターについては、新町において地区公民館とする。

公民館運営審議会については、新町において新たに設置する。委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。

自治公民館建設補助事業については、新築、改築、増築及び修理を対象とし、補助金の額は、基準工事費又は実工事費のいずれか低い額の25%、400万円を限度とする。

なお、補助対象工事費は100万円以上とし、土地購入費、造成費、備品購入費は対象外とする。

- (4) 文化財については、次のとおりとする。
文化財保護審議会については、新町において新たに設置する。委員の定数は6名以内とし、任期は2年とする。
指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (5) 成人式については、新町において実施する。
- (6) 現在の中原町立図書館、北茂安町公民館図書室及び三根町農村環境改善センター図書室については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
ただし、運営については、合併までに調整する。
- (7) 体育指導委員については、新町において新たに設置する。委員の定数は当面30名以内とし、任期は2年とする。
- (8) 体育協会については、各体育協会の事情を尊重しながら統合を支援する。
- (9) 各体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
ただし、管理運営については、新町において調整する。
- (10) 各種スポーツ行事等については、引き続き振興を図り、効果的な運営が行なわれるよう、新町において調整する。

平成16年2月27日

提出

佐賀東部合併協議会 協議事項調整内容

協議第26号資料 (第13回協議会 [平成16年 2月27日] 提出)
(第 回協議会 [平成 年 月 日] 確認)

協定項目	社会教育・社会体育の取扱いについて	関係項目	
調整の方針	社会教育・社会体育の取扱いについては、次のとおり調整する。		

調整内容	1. 社会教育委員				
	項目 \ 町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
	定数	12名	10名以内	生涯学習審議会 (社会教育部会 7名)	社会教育委員については、新町において新たに設置する。委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。
	任期	2年	1年	2年	
	社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。(社会教育法第15条第2項)				
	2. 社会教育指導員				
	項目 \ 町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
	目的	社会教育の振興を図るため	同 左	同 左	社会教育指導員については、新町において新たに設置する。
	職務	・成人教育に関する指導助言 ・青少年教育に関する指導助言 ・社会教育諸団体の育成 ・その他社会教育活動に必要な事項	同 左	同 左	
	勤務条件等	任期：1年(再任を妨げない) 勤務条件：週24時間以上勤務 定数：1人	任期：1年(再任を妨げない) 勤務条件：週4日以上勤務 定数：1人	任期：1年以内(通算3年以内) 勤務条件：週24時間程度勤務 65歳未満 定数：3人以内	
指導員配置人員		1人	1人		
根拠法令等	中原町社会教育指導員設置条例	北茂安町社会教育指導員設置規則	三根町社会教育指導員設置規則		

3. 公民館

公民館の現況

項目 \ 町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
公民館	中原町中央公民館	北茂安町公民館	三根町農村環境改善センター	中原町中央公民館、北茂安町公民館及び三根町農村環境改善センターについては、新町において地区公民館とする。
利用状況	青少年団体 年間 1,137人 婦人団体 年間 670人 成人団体 年間 699人 高齢者団体 年間 1,450人 その他団体 年間 2,331人	青少年団体 年間 9,997人 婦人団体 年間 7,839人 成人団体 年間 16,081人 高齢者団体 年間 2,621人 その他団体 年間 3,676人	青少年団体 年間 6,800人 婦人団体 年間 2,365人 成人団体 年間 14,782人 高齢者団体 年間 2,965人 その他団体 年間 2,661人	

公民館運営審議会

項目 \ 町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
定数	25名以内	13名以内	(生涯学習審議会委員) 18名以内	公民館運営審議会については、新町において新たに設置する。委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。
任期	1年	1年	2年	

公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。(社会教育法第30条)

自治公民館建設補助事業

町名		中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
項目					
根拠条項		自治公民館建設事業に対する補助金交付要綱	地区公民館建設に対する補助金交付要綱	地区公民館建設に伴う補助金交付要綱	自治公民館建設補助事業については、新築、改築、増築及び修理を対象とし、補助金の額は、基準工事費又は実工事費のいずれか低い額の25%、400万円を限度とする。 なお、補助対象工事費は100万円以上とし、土地購入費、造成費、備品購入費は対象外とする。
補助率		新築・増築・改築 基準工事費又は実工事費のいずれか低い額の25% 限度額：400万円 補助対象工事費は30万円以上 土地購入費、造成費、備品購入費は対象外	新築・改築・増築・修理 補助金の額：工事費の25% 限度額：400万円 補助対象工事費は30万円以上 土地購入費、造成費、備品購入費は対象外	新築・改築・増築・修理 補助金の額：工事費の15% 限度額：無 補助対象工事費は100万円以上 土地購入費、造成費、備品購入費は対象外	

4.文化財

町名		中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
項目					
文化財保護審議会		委員数： 6名以内 任期： 2年	委員数： 3名以内 任期： 2年	委員数： 8名以内 任期： 2年	文化財保護審議会については、新町において新たに設置する。委員の定数は6名以内とし、任期は2年とする。
指定文化財	国指定文化財		1件		指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
	県指定文化財	3件	5件	1件	
	町指定文化財	2件	7件	5件	

5. 成人式

調整内容

項目 \ 町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
日程	毎年1月の第2日曜日	毎年1月の第2日曜日	毎年1月の第2日曜日	成人式については、新町において実施する。
対象者	・中原町に住民票がある者	・北茂安町に住民票がある者 ・小中学校の卒業生	・三根町に住民票がある者 ・小中学校の卒業生	
対象者数	132名	173名	106名	
出席者 (平成16年1月)	88名	137名	83名	
開催方法	・町主催 ・対象者に通知	・町公民館、町婦人会及び地域青年連絡協議会の共催 ・対象者に通知	・町主催 ・対象者に通知	
決算額 (平成15年度)	273千円	770千円	307千円	
場所	中原町中央公民館	北茂安小学校講堂	三根町農村環境改善センター	

6. 図書館（図書室）

図書館（図書室）の現況（平成15年4月1日現在）

町名		中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
項目	名称	中原町立図書館	北茂安町公民館図書室	三根町農村環境改善センター図書室	
開館時間		午前10時～午後6時	午前8時30分～ 午後5時15分	月～金：午前9時～午後5時 土：午前9時～午後4時	<p>現在の中原町立図書館、北茂安町公民館図書室及び三根町農村環境改善センター図書室については、現行の通り新町に引き継ぐ。 ただし、運営については、合併までに調整する。</p>
休館日		<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・毎月第1木曜日 ・12月28日～翌年1月4日 ・祝日 ・祝日が月曜日の場合は、その翌日 ・ばく書期間（10日間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始 ・月曜日から金曜日に祝日がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週日曜日 ・12月29日～翌年1月3日 ・祝日 	
職員		館長：1名（兼務） 事務職員：1名 司書：1名 臨時職員：4名（1日に2名）	臨時職員：1名（司書）	臨時職員：1名	
貸出範囲		<ul style="list-style-type: none"> ・町内居住者 ・町内の事業所に勤務する者 ・町内の学校に通学する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内居住者 ・町内在勤者 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内居住者 ・町内在勤 	
貸出冊数等		<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料及び雑誌で10冊以内 ・視聴覚資料2点まで ・団体貸付：協議して決める 	・3冊まで	・3冊まで	
貸出期間		<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料及び雑誌2週間以内 ・視聴覚資料1週間以内 	2週間以内	2週間以内	
蔵書冊数	一般図書	42,304冊	10,649冊	3,606冊	
	児童図書	17,827冊	4,683冊	1,902冊	
	郷土資料	669冊	（一般図書に含む）	（同左）	
視聴覚資料	CD	939本			
	カセット	171本			
	ビデオ（16ミリ含む）	1,090本			
平成14年度貸出数（視聴覚資料含む）		98,557冊	6,979冊	4,426冊	

調整内容

7. 体育指導委員

項目 \ 町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
定数	10名以内	10名以内	10名	体育指導委員については、新町において新たに設置する。委員の定数は当面30名以内とし、任期は2年とする。
任期	2年	2年	2年	

8. スポーツの推進団体

項目 \ 町名	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
名称	中原町体育協会	北茂安町体育協会	三根町体育協会	体育協会については、各体育協会の事情を尊重しながら統合を支援する。
会長	末安 伸之	赤司 久人	今井 学	
種目別競技団体数	13団体	14団体	12団体	

9. 体育施設				
町名 項目	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
	体育施設名	中原町武道館 中原町プール 中原町テニスコート 中原町体育センター 中原町都市公園野球場 中原町都市公園多目的広場	北茂安町運動場（野球場） 北茂安町運動広場 北茂安町河川敷グラウンド 北茂安町体育館 北茂安町 B & G 海洋センター （温水プール） 北茂安町武道館 北茂安町テニスコート	
開館時間	武道館 : 午前 8 時 30 分 ~ 午後 1 0 時 プール : 6 月 1 5 日から 9 月 1 5 日までの 午前 1 0 時 ~ 午後 5 時 テニスコート : 午前 8 時 30 分 ~ 午後 1 0 時 体育センター : 午前 8 時 30 分 ~ 午後 1 0 時 都市公園野球場及び多目的広場 : 午前 7 時 ~ 日没 夜間照明 : 4 月 1 5 日から 1 0 月 3 1 日までの 日没 ~ 午後 1 0 時	体育館、武道館 : 午前 9 時 ~ 午後 1 0 時 B & G 海洋センター : 午前 1 0 時 ~ 午後 9 時 運動広場、河川敷グラウンド : 日の出 ~ 日没まで 運動場（野球場） : 日の出 ~ 午後 1 0 時まで テニスコート : 午前 9 時 ~ 午後 1 0 時まで 夜間照明 : 4 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで 日没 ~ 午後 1 0 時	体育センター : 午前 9 時 ~ 午後 1 0 時 総合グラウンド : 日の出 ~ 午後 1 0 時 夜間照明（総合グラウンド） : 午後 5 時 ~ 午後 1 0 時 夜間照明（小学校） : 3 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで 午後 6 時 ~ 午後 1 0 時	各体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 ただし、管理運営については、新町において調整する。
休日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日（武道館・テニスコート・体育センター） ・12月28日～翌年1月4日 ・プール：8月14、15、16日 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日（B & G 海洋センター・運動場・テニスコート・体育館） ・12月28日～翌年1月4日（B & G 海洋センター） ・12月29日～翌年1月3日 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日～翌年1月3日 	
管理運営	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 1 5 分 : 職員対応 午後 5 時 1 5 分 ~ 午後 1 0 時 及び土日、祝日 : 臨時職員 2 名対応	運動場、体育館及びテニスコート : 管理人 2 名 （個人委託 昼夜 1 人ずつ） B & G 海洋センター : 正職員 2 名 臨時職員 1 0 名	午前 9 時 ~ 午後 5 時 : 職員対応 午後 5 時 ~ 午後 1 0 時 及び土日、祝日 : 民間委託	

10. 各種スポーツ行事

調
整
内
容

町名 月	中原町	北茂安町	三根町	具体的調整内容
4月	・子どもクラブスーパーキックベースボール大会 ・鷹取山登山	・分館対抗子どもクラブスーパーキックベースボール大会		各種スポーツ行事等については、引き続き振興を図り、効果的な運営が行われるよう、新町において調整する。
5月	・ゲートボール大会 ・ターゲットバードゴルフ大会		・分館対抗スーパーキックベースボール大会	
6月	・ダーツ大会	・分館対抗バレーボール大会		
7月	・男女混合ミニバレーボール大会	・子どもクラブ対抗水泳大会 ・分館対抗野球大会	・カヌー教室	
8月	・郡民体育大会 ・ファミリーナイターグラウンドゴルフ大会 ・女子ミニバレーボール大会	・郡民体育大会	・郡民体育大会 ・エアロビクス教室	
9月	・子ども相撲大会 ・佐賀県民体育大会	・分館対抗ソフトボール大会 ・女子ミニバレーボール大会 ・男子ミニバレーボール大会 ・佐賀県民体育大会	・分館対抗ミニバレーボール大会 ・分館対抗バレーボール大会 ・佐賀県民体育大会	
10月	・風の運動会（町民体育大会） ・ゲートボール大会 ・グラウンドゴルフ大会 ・ペタンク大会	・町民体育大会 ・分館対抗ウォーターポロ大会	・町民体育大会	
11月		・健康カーニバル大会		
12月				
1月	・小学校綱引き大会	・分館対抗駅伝大会	・分館対抗ゴルフ大会 ・分館対抗グラウンドゴルフ大会	
2月		・町健康マラソン大会	・スポーツ少年団フェスティバル	
3月	・Jrリーダー研修		・分館対抗卓球大会	

農林水産業の取扱いについて

農林水産業の取扱いについて提出する。

平成16年2月27日提出

佐賀東部合併協議会 会長 末安伸之

農林水産業の取扱いについて

農林水産関係事業については、次のとおり調整する。

- (1) 農業振興地域整備計画については、新町において策定する。
- (2) 土地改良事業、生産調整事業、畜産振興事業及びその他の事業については、各事業の具体的調整内容は別表のとおりとする。
- (3) 農業関係団体等については次のとおりとする。
土地改良区については、それぞれの事情を考慮しながら新町において調整に努める。
その他の農業関係団体等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

平成16年2月27日

提出

佐賀東部合併協議会 協議事項調整内容

協議第27号資料 (第13回協議会 [平成16年 2月27日] 提出)
 (第 回協議会 [平成 年 月 日] 確認)

協定項目	農林水産業の取扱いについて	関係項目	
調整の方針	農林水産関係事業については、次のとおり調整する。		

1. 農業振興地域整備計画

(平成15年3月31日現在)

調
整
内
容

町名 項目	中原町	北茂安町	三根町	合計	具体的調整内容
整備計画の名称	中原農業振興地域整備計画	北茂安町農業振興地域整備計画	三根町農業振興地域整備計画	/	農業振興地域整備計画 については、新町におい て策定する。
作成年度	昭和61年度	平成元年度	平成12年度		
概要	農業振興地域整備の円滑な促進を図るため、計画の策定、変更に関する事項及び農業振興上必要な事項等について定める。	同左	同左		
農業振興地区(ha)	1,183ha	1,607ha	1,637ha		
農用地区域(ha)	440ha	676ha	913ha		

2 - 1 . 土地改良事業

(別表)

項 目		内 容	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	具体的調整内容
1	農 林 災 害 事 業	災害から農地・農業用施設等の被害を未然に防止する。また被災した場合は早急に原型復旧することにより、農林業生産の維持回復と農林業経営の安定を図る。				補助事業の農地災害については、国庫補助残全額を受益者負担とし、施設災害においては、国庫補助残の2分の1を新町負担とする。
2	か ん が い 排 水 事 業	県営、公団営かんがい排水事業、土地改良区が行うかんがい排水施設の整備に係る経費に対し補助金を交付する。				従前の各町の補助率で新町に引き継ぐ。
3	ほ 場 整 備 事 業	農業の生産性を向上し、経営の合理化を図るため土地改良事業に係る経費の償還に対して助成する。				従前の各町の補助率で新町に引き継ぐ。
4	農 村 (振 興) 総 合 整 備 事 業	農業生産基盤の整備と併せて生活環境の整備及び情報通信基盤の整備を総合的に実施し、農業の振興、農村生活の改善等、活力ある農村地域の発展に資する。				補助事業費のうち、国・県の補助残については、全額新町の負担とする。
5	農 地 防 災 事 業	脆弱化したため池、用排水施設の整備、湖岸堤防の整備並びに河川内の不十分な農業河川工作物の整備を行い、農地や農業用施設などの災害を未然に防止する。				クリーク防災事業については、国・県の補助残の2分の1を新町負担とする。 ため池防災事業については、国・県の補助残の68%を新町負担とする。

2 - 2 . 生産調整事業

(別表)

項 目		内 容	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	具体的調整内容
6	生 産 組 合 業 務 委 託	生産組織の育成強化及び農家、生産組合間の連絡調整、また農政に関する農家意向の取りまとめ等の委託				合併までに調整する。
7	転 作 等 確 認 事 務	転作水田における面積、作物等を事前確認する。				新町において調整する。

2 - 3 . 畜産振興事業

(別表)

項	目	内	容	中	原	町	北	茂	安	町	三	根	町	具体的調整内容
8	死亡獣畜処理対策事業	畜産農家の負担軽減を図るために、死亡獣畜の搬送費、処理費を補助する。												現行のとおり新町に引き継ぐ。
9	佐賀県草地飼料協会負担金	草地及び水田・畑地等における飼料基盤整備を推進し、土地の有効利用を推進し、会員相互の連絡協調により畜産振興と経営の安定向上を図る組織に対する負担金												現行のとおり新町に引き継ぐ。

2 - 4 . その他の事業

(別表)

項	目	内	容	事業区分	中	原	町	北	茂	安	町	三	根	町	具体的調整内容
10	生産振興総合対策事業 (農業生産振興事業推進費補助金)	担い手を中心とする効率的な生産体制の構築と合理的な作付体系の導入・定着を総合的に実施するために共同利用機械整備に必要な経費を補助する。		国庫補助											現行のとおり新町に引き継ぐ。
11	さが水田農業確立条件整備事業	米・麦・大豆を組み合わせた収益性の高い水田農業経営を確立していくため、営農用機械等を導入する経費を補助する。		県費補助											補助事業費の10%を新町の負担とする。
12	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	野菜価格の下落による生産者の経営悪化や再生産への意欲低下を防ぐ。(生産者が農協を通じて市場に共同出荷した野菜の価格が一定水準以下に下落した場合に、生産者に対して価格差補給金を交付する。)		国庫補助 県費補助											現行のとおり新町に引き継ぐ。
13	佐賀県農業経営対策事業 (経営対策体制整備推進、経営改善支援)	農業経営基盤の強化の達成に向け、経営対策等の計画策定を行い、また経営改善等の実践活動を行う事業に対して補助する。		県費補助											新町において策定する。

項 目		内 容	事業区分	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	具体的調整内容
14	農業近代化資金、農業振興事業資金 利 子 助 成 事 業	融資機関が農業経営を近代化しようとする農業者等に対し、農業近代化資金を融資した場合、農業者等の負担を軽減するために助成する。	国庫補助				現行のとおり新町に引き継ぐ。
15	農業団体運営費補助事業	農業団体の育成強化を図るため、その運営に要する経費に対し補助する。	単独事業				新町において再編する。

3 . 農業関係団体等

項 目		内 容	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	具体的調整内容
土 地 改 良 区		農業生産の基盤の整備及び開発をはかり、以て農業生産性の向上、農業生産性の選択的拡大及び農業構造の改善に資する。				それぞれの事情を考慮しながら新町において調整に努める。
佐 賀 県 農 業 農 村 振 興 対 策 協 議 会		農業経営の育成と農業及び農村の振興を推進する。				現行のとおり新町に引き継ぐ。
鳥 栖 三 養 基 地 区 農 業 技 術 者 連 絡 協 議 会		会員相互の連帯強化を図り、地域振興計画及び推進方策について検討し、その課題解決と実現に向けて活動を行い、地域農業の発展を促進する。				
鳥 栖 三 養 基 地 域 有 害 鳥 獣 (猪) 広 域 駆 除 対 策 協 議 会		有害鳥獣(猪)の駆除の広域的体制を確立し、農作物の被害防止を効果的に行う。				
農 業 廃 プ ラ ス チ ッ ク 適 正 処 理 推 進 協 議 会		農業の生産活動に伴って発生する農業用廃プラスチックの適正処理を推進し、生産・生活環境の保全と廃プラスチックの再利用による資源の有効活用を図る。				
さ が 東 部 農 業 生 産 対 策 協 議 会		さが東部地区における水田農業再編及び農業振興計画を組織的かつ円滑に推進。				

項 目	内 容	中 原 町	北 茂 安 町	三 根 町	具体的調整内容
水 稻 病 害 虫 駆 除 協 議 会	農産物病虫害防除事業の円滑な推進を図り、農業生産の安定助長に寄与する。				現行のとおり新町に引き継ぐ。
佐 賀 県 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会	土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進する。				
筑後川土地改良事業三養基地区推進協議会	三養基地区の水資源開発と利用合理化並びにほ場整備等の整備のため、筑後川水系開発計画の一環として行う土地改良事業の推進				
佐 賀 県 ほ 場 整 備 事 業 推 進 協 議 会	全国ほ場整備事業推進協議会並びに九州ほ場整備事業推進協議会との連携を密にし、佐賀県におけるほ場整備、土地改良総合整備事業等を強力に推進する。				
佐 賀 県 か ん が い 排 水 事 業 推 進 協 議 会	かんがい排水事業促進全国協議会並びに九州かんがい排水事業推進協議会との連携を密にし、佐賀県におけるかんがい排水事業等を強力に推進する。				
佐 賀 県 農 地 防 災 事 業 推 進 協 議 会	全国の農地防災事業推進本部並びに九州農地防災事業推進協議会との連携を密にし、佐賀県における積極的な農地防災事業の推進を図る。				
三 神 農 業 改 良 委 員 会	地域の農業振興及び農村生活の向上を図るため、農業改良普及事業の支援を助長する。				